

京都市はぐくみ推進審議会
令和元年度第1回「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会

次 第

令和元年6月20日(木)
午後5時から
京都平安ホテル

1 部会員及び事務局の紹介等

部会員及び事務局の紹介

- | | |
|-------|--------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2-1 | 京都市はぐくみ推進審議会条例 |
| 資料2-2 | 京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則 |
| 資料2-3 | 京都市はぐくみ推進審議会運営要綱 |

2 議題

(1) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

- | | |
|-----|----------------------------|
| 資料3 | 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について |
| 資料4 | 利用者支援事業について |
| 資料5 | 地域子育て支援拠点事業について |
| 資料6 | 子育て援助活動支援事業について |
| 資料7 | 乳児家庭全戸訪問事業について |
| 資料8 | 妊婦に対する健康診査について |

(2) 「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」策定に係る乳幼児期の子育て支援の今後の方向性

- | | |
|------|------------------------------|
| 資料9 | 「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定について |
| 資料10 | 乳幼児期の子育て支援の今後の方向性について |

子どもの健全育成推進部会／「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会／親子いきいき保健部会
委員名簿

(敬称略・50音順)

部会名	氏名			団体・役職名等
健全育成部会 委員7名	1	雨宮 万里子		京都市少年補導委員会
	2	稻川 昌実		公益社団法人京都市児童館学童連盟 会長
	3	岡 美智子		京都障害児者親の会協議会 副会長
	4	中川 佐和子		市民公募委員
	5 ○	初田 幸隆		京都教育大学 教授
	6	藤本 明美		特定非営利活動法人京都子育てネットワーク 理事長
	7	宮井 真澄		社会福祉法人京都市社会福祉協議会児童館事業部 部長
	1	尾崎 明子		一般社団法人京都府歯科医師会
	2	北島 則子		公益社団法人京都府看護協会 第一副会長
	3	木村 友香理		市民公募委員
	4	熊谷 幸江		公益社団法人京都府栄養士会 代表理事
	5	小林 知佐		一般社団法人京都府薬剤師会 理事
	6	志澤 美保		京都府立医科大学看護学科 准教授
「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会 親子いきいき保健部会 委員11名	7	芹澤 出		京都母子生活支援施設協議会 会長
	8	田村 秀子		京都産婦人科医会 会長
	9	藤垣 真貴子		公益社団法人京都府助産師会 会員
	10	藤本 明美		特定非営利活動法人京都子育てネットワーク 理事長
	11 ○	松田 義和		一般社団法人京都府医師会 理事
	1	井上 直樹		公益社団法人京都市保育園連盟 副理事長
	2 ○	川北 典子		大谷大学教授
	3	河原 善雄		京都市日本保育協会 会長
	4	中島 久子		市民公募委員
	5	西 恵味		市民公募委員
	6	野田 美穂子		市民公募委員
	7	藤本 明弘		公益社団法人京都府私立幼稚園連盟 副理事長
幼保推進部会 委員13名	8	升光 泰雄		公益社団法人京都市私立幼稚園協会 会長
	9	丸橋 泰子		特定非営利活動法人子育て支援コミュニティおふいすパワーアップ 代表
	10	水谷 裕美		市民公募委員
	11	矢島 里美		全国認定こども園協会京都府支部 副支部長
	12	山本 奈未		市民公募委員
	13	吉田 正幸		株式会社保育システム研究所 代表取締役

◎:共同部会長 ○:部会長

京都市はぐくみ推進審議会条例

(設置)

第1条 子ども及び若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策の実施の状況に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるための機関として、並びに次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）を置く。

- (1) 児童福祉法第8条第3項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条
- (3) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条第1項

(組織)

第2条 はぐくみ審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 若者の支援に関する事業に従事する者
- (7) 若者の支援に関し学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 はぐくみ審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、はぐくみ審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第5条 はぐくみ審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 第2条第2項の規定は、特別委員について準用する。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第6条 はぐくみ審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときは、はぐくみ審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 はぐくみ審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 はぐくみ審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る特別委員は、委員とみなす。

(児童福祉分科会)

第7条 はぐくみ審議会に、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議させるため、児童福祉分科会を置く。

- 2 児童福祉分科会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、児童福祉分科会の決議をもつ

てはぐくみ審議会の決議とができる。

(部会)

第8条 はぐくみ審議会及び児童福祉分科会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 部会は、他の部会と共同して会議を開くことができる。
- 4 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、部会又は複数の部会が共同して開いた会議の決議をもってはぐくみ審議会の決議とができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員（特別委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、はぐくみ審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都市青少年活動推進協議会条例
- (2) 京都市子ども・子育て会議条例

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に市長が委嘱した委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

(分科会長)

第1条 京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）の児童

福祉分科会（以下「分科会」という。）に分科会長を置く。

2 分科会長は、分科会に属する委員及び特別委員（以下「分科会員」という。）

のうちから、会長が指名する。

3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員が
その職務を代理する。

(分科会の招集及び議事)

第2条 分科会は、分科会長が招集する。ただし、分科会長及びその職務を代理

する者が在任しないときの分科会は、会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長となる。

3 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 分科会の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議
長の決するところによる。

5 分科会長は、分科会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の
結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(部会長)

第3条 はぐくみ審議会及び分科会の部会ごとに部会長を置く。

2 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）

のうちから、会長が指名する。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職
務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第4条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者

が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(共同部会長)

第5条 京都市はぐくみ推進審議会条例第8条第3項の規定により共同して会議を開く複数の部会により構成される合議体（以下「共同部会」という。）ごとに共同部会長を置く。

- 2 共同部会長は、その共同部会に属する委員及び特別委員（以下「共同部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 共同部会長は、その共同部会の事務を掌理する。
- 4 共同部会長に事故があるときは、あらかじめ共同部会長の指名する共同部会員がその職務を代理する。

(共同部会の招集及び議事)

第6条 共同部会は、共同部会長が招集する。ただし、共同部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの共同部会は、会長が招集する。

- 2 共同部会長は、会議の議長となる。
- 3 共同部会は、共同部会員の4分の1以上が出席し、かつ、その共同部会を構成する各部会の部会員がそれぞれ一人出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 共同部会の議事は、出席した共同部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 共同部会長は、共同部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 はぐくみ審議会の庶務は、子ども若者はぐくみ局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、はぐくみ審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 京都市青少年活動推進協議会条例施行規則

(2) 京都市子ども・子育て会議条例施行規則

京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(会議の招集)

第1条 会長は、京都市はぐくみ推進審議会（以下「審議会」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員及び特別委員に通知するものとする。

(部会の設置)

第2条 京都市はぐくみ推進審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項に規定する部会の設置は、会長が副会長と協議のうえ、決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により部会を設置したときは、審議会に報告しなければならない。

(委員及び特別委員の除斥)

第3条 委員又は特別委員は、自己が次の各号のいずれかに該当するとき、又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹が次の1号に該当するときは、その議事に加わることができない。

(1) 現に、従事する業務に直接の利害関係のあるとき。

(2) 過去において、従事した業務に直接の利害関係のあるとき

(会議の非公開の決定)

第4条 会議において京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を扱うときには、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定する。

(傍聴人)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、前項を遵守しない傍聴人に退場を命ずることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 第1条、第3条から第5条及び前項の規定は、条例第7条第1項に規定する児童福祉分科会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「児童福祉分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

3 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第1項に規定する部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第3項に規定する他の部会と共同して会議を開く場合の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「共同部会」と、「会長」とあるのは「共同部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

「子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）について、市町村は、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期として定めることとされています。

第一期事業計画（平成27年度～令和元年度）については、「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成27年度～令和元年度）と一体的に策定していますが、令和2年度を始期とする第二期事業計画については、国からの指示も踏まえ、以下のとおり策定することとしたいと考えています。

1 策定の方向性について

令和2年度を始期とする「子ども若者に係る総合的な計画」（以下「新計画」という。）と一体的に策定する。

2 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

3 策定の対象となる事業

各事業の詳細は別紙参照

事業名（国）	事業名（京都市）
幼児教育・保育	
地域子ども・子育て支援事業	
利用者支援事業	子どもはぐくみ室における相談・支援
延長保育事業	時間外保育事業
一時預かり事業（一般型）	一時預かり事業（保育所型）
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園における預かり保育
病児保育事業	病児・病後児保育
放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業 等
養育支援訪問事業	育児支援家庭訪問事業
	育児支援ヘルパー派遣事業
子育て短期支援事業	ショートステイ
	トワイライトステイ
地域子育て支援拠点事業	児童館事業
	つどいの広場事業
	保育所拠点事業
子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業
乳児家庭全戸訪問事業	こんなちは赤ちゃん事業
妊婦に対する健康診査	妊娠婦健康診査

4 策定について

(1) 本市における策定の方針

今後の人口の推移や、これまでの利用実績をベースに、新計画策定に係り実施したニーズ調査において確認した各事業の利用ニーズ等を踏まえて策定する。

(2) 策定する事項

- ・ 量の見込み

各年度（令和2年度～令和6年度）の事業提供量の見込み

- ・ 確保方策

各年度（令和2年度～令和6年度）の事業の提供体制の確保及びその内容

(3) 本審議会での審議

事業ごとに専門的に審議する必要があるため、部会及び共同部会において意見聴取を実施（各事業の審議を行う部会等は別紙のとおり）したうえで、部会及び共同部会での検討内容を全体会議で報告し、意見聴取する。

（主なスケジュール（予定））

令和元年6月 各部会及び共同部会で意見聴取

7月 全体会議で意見聴取

第二期子ども・子育て支援事業計画の対象となる事業一覧

事業名（国）	事業概要	部会
幼児教育・保育	<p>【教育・保育施設】 認定こども園、幼稚園、保育園（所）</p> <p>【地域型保育事業】 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業</p>	幼保推進部会
地域子ども・子育て支援事業		
ア 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会（※）
イ 延長保育事業	11時間（保育所の開所時間）を超えて保育を実施	幼保推進部会
ウ 一時預かり事業 (一般型)	一時的な保育、保護者の傷病などによる緊急時の保育に対応	
エ 一時預かり事業 (幼稚園型)	通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに預かり保育を実施	
オ 病児保育事業	病気中・病気回復期にあり、集団保育が困難な児童を一時的に保育を提供	
カ 放課後児童健全育成事業	授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場	子どもの健全育成推進部会
キ 養育支援訪問事業	養育支援が必要な状態にある家庭に対して、保健師等が家庭訪問を通じて、養育に関する支援を実施	支援を必要とする子どものための部会
ク 子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育	
ケ 地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談、地域における親・子の育ちを支援する取組を実施	
コ 子育て援助活動支援事業	育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方による育児に関する相互援助活動を支援	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会（※）
サ 乳児家庭全戸訪問事業	保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を実施	
シ 妊婦に対する健康診査	妊娠期間中14回の健康診査を、医療機関等に委託して実施	

※ 親子いきいき保健部会、幼保推進部会、子どもの健全育成推進部会を共同開催

教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」においては、提供区域ごとに、教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みやその確保方策を示すこととされています。

そのうえで、対象となる給付・事業によって提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では次のとおり、4層の区域設定を行います。

教育・保育 提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する 必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業 ・子育て短期支援事業 ・妊婦に対する健康診査
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉セン ター子どもはぐくみ室単位 で事業を実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て援助活動支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園、保育園（所）、認 定こども園等の通園区域を 考慮して設定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付 (幼稚園、保育園（所）、認定こども園) ・地域型保育給付 (小規模保育事業、家庭的保育事業、居 宅訪問型保育事業、事業所内保育事業) ・時間外保育事業 ・一時預かり事業（一般形、幼稚園型）
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確 保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業

地域子ども・子育て支援事業 事業調書

本市事業名	区役所・支所子どもはぐくみ室における相談・支援
地域子ども・子育て支援事業の種類	利用者支援事業

1 事業概要

区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ（全14箇所）において、以下の事業を実施

- 子どもに関する支援施策をワンストップで総合的に案内する「子育て支援コンシェルジュ」の取組を実施
- 子育て支援施策等の活用や子育て支援機関等との連携により、地域ぐるみで課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に寄り添う支援を実施
- 幼児教育・保育施設の利用者が多様な教育・保育施設や事業の中から、自らのニーズにあったものを選択し円滑に利用できるよう、より詳細な施設・事業所情報の提供や相談支援を実施
- 妊娠期から子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行う総合窓口として、母子保健に関する相談支援を実施

2 対象者

妊娠婦、18歳までの子ども及びその保護者

3 実施場所等

区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（14箇所）

4 教育・保育提供区域

第二次区域

※ 当該事業は、実施主体が区役所・支所子どもはぐくみ室であり、事業を実施する区域も、当該区・支所内の児童等に限られるため。

○ 利用者支援事業	
	(京都市事業名) 区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室における相談・支援
担当局・課	子ども若者はぐくみ局（子ども家庭支援課）
事業の趣旨・目的	子ども及びその保護者等や妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するなどにより支援を行う。
教育・保育提供区域	第二次区域

I 平成31年度までの当初の量の見込みと平成30年度までの実績

1 量の見込み及び提供体制の確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み (箇所)	14	14	14	14	14
確保方策 (箇所)	14	14	14	14	14

2 実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
箇所数 (箇所)	14	14	14	14

II 事業計画策定に当たっての検討の視点

1 第1期事業計画策定時（平成26年度）の検討の視点

- 区役所・支所福祉部（福祉事務所）において、これまでから、市民からの保育所入所、子育て支援施策等に関する相談に対応し、必要な支援を実施していることから、量の見込みを区役所・支所数としています。
- 子ども・子育て支援新制度では、市町村事業として、保育を希望する保護者の相談に応じて、児童の年齢や保護者の就労時間、預け先のニーズ等に合わせて、保育園（所）のほか、認定こども園や幼稚園（預かり保育を含む。）、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、一時預かり事業等といった多様な施設・事業の中から適切なものを見直し円滑に利用できるよう、必要な情報提供を行い、支援を行うこととされています。

2 中間見直し時（平成29年度）の検討の視点

見直しは行わず、引き続き現在の提供体制を維持することとしました。

III 現状と課題

(1) 全体

- 平成29年5月8日に、利用者支援の更に充実を目的とし、福祉と保健の垣根を取り払い、全14区役所・支所に子どもに関する支援施策を所管する「保健福祉センター子どもはぐくみ室」を設置しました。
- 保健福祉センター子どもはぐくみ室全14箇所において、子どもに関する支援施策をワンストップで総合的に案内する「子育て支援コンシェルジュ」の取組を実施しております、身近な地域の子育て支援施設や関係団体との連携を強化していく必要があります。
- また、平成31年4月からは、保健福祉センター子どもはぐくみ室において、訪問や地域の関係機関と協力した見守り等によって状況を把握したうえで、課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に寄り添う支援を強化しており、児童虐待の未然防止・再発防止を徹底する必要があります。

(2) 幼児教育・保育

利用者が多様な教育・保育施設や事業の中から、自らのニーズにあったものを選択し円滑に利用できるよう、より詳細な施設・事業所情報の提供や相談支援を引き続き、行っていく必要があります。

(3) 母子保健

平成27年度から旧保健センター（現保健福祉センター子どもはぐくみ室）を子育て世代包括支援センターとして位置づけ、妊娠期から子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うための総合相談窓口として子育てに関する相談に応じており、引き続き、必要な支援を実施していく必要があります。

IV 次期プラン（令和2年度以降）における量の見込みと確保方策

1 量の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (箇所)	14	14	14	14	14
確保方策 (箇所)	14	14	14	14	14

2 対応方針

(1) 全体

- 保健福祉センター子どもはぐくみ室のすべての職員が「子育て支援コンシェルジュ」として、子育ての悩みに「気づき」、支援へ「つなぐ」総合案内窓口の機能を高め、子ども・子育てに係る各種施策のチラシ・パンフレットの配架等の積極的な情報発信により、引き続き、利用者支援を更に充実していきます。
- 身近な地域の子育て支援施設や関係団体と保健福祉センター子どもはぐくみ室の連携を強化し、地域の子育て支援ネットワークを発展させる中で、よりきめ細かく利用者への相談・支援に対応していきます。
- 保健福祉センター子どもはぐくみ室において、子育て支援施策等の活用や子育て支援機関等との連携により、地域ぐるみで課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に寄り添う支援を、引き続き展開していきます。

(2) 幼児教育・保育

- 保健福祉センターに保育園(所)の入所相談に来られた保護者に対して、ケースワーカーが児童の年齢や保護者の就労時間等に応じて、保育園(所)のほか、認定こども園や幼稚園(預かり保育を含む。)、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)、一時預かり事業等といった多様な施設・事業の中からニーズに合うものを選択し円滑に利用できるよう、引き続き、必要な情報提供を行い、支援を行います。
- 保健福祉センターでの相談対応に活用できるよう、幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園を含む。)や保育園(所)、認定こども園、小規模保育事業等の情報をまとめたリーフレットを作成します。

(3) 母子保健

- 保健福祉センター子どもはぐくみ室において、引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応し、必要な情報提供・助言等を行います。
- 妊娠届を提出した全ての妊婦に対して保健師が面接を行い、利用できる子育て施策等をまとめた「妊娠期からの子育てサポートプラン」を渡し、切れ目なく支援を受けることができるよう、オリジナルプランとしての活用を勧めます。
- 妊娠届の提出等の機会を通じて把握した情報や乳幼児健康診査等の各種母子保健事業、地域の関係機関から得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、手厚い支援を必要とする妊産婦等を把握した場合は、個別の支援計画を策定します。支援計画は定期的に効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、関係機関とも連携しながら妊産婦等を包括的・継続的に支えていきます。

地域子ども・子育て支援事業 事業調書

本市事業名	保育所拠点事業 児童館事業 京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場) 事業 こどもみらい館
地域子ども・子育て支援事業の種類	地域子育て支援拠点事業

1 事業概要

子育ての不安全感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を地域に設置することにより、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、子育て関連事業の利用に当たっての支援、地域における親と子の育ちの支援を推進する。

2 対象者

京都市内の地域の子育て親子（主に3歳未満の乳幼児及び保護者）

3 実施場所等

事業名	実施場所・箇所数
保育所拠点事業（一般型）	市内 15 箇所
児童館事業（連携型）	市内 131 箇所
つどいの広場（一般型）	市内 34 箇所
こどもみらい館（一般型）	市内 1 箇所

(平成31年3月末現在)

4 教育・保育提供区域

第四次区域

※ 当該事業は、乳児、幼児を連れた保護者が移動できる距離を考慮して、身近な地域で提供体制を確保する必要があるため。

ケ 地域子育て支援拠点事業	
	(京都市事業名) 保育所拠点事業、児童館事業、京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業、こどもみらい館
担当局・課	子ども若者はぐくみ局（育成推進課、幼保総合支援室）
事業の 趣旨・目的	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施、子育て関連事業の利用を支援する取組、地域における親・子の育ちを支援する取組を実施している。
教育・保育 提供区域	第四次区域

I 平成31年度までの量の見込みと平成30年度までの実績

1 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(1) 京都市全域

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	404, 806	420, 801	431, 685	459, 388	489, 357
確保方策	404, 806	420, 801	431, 685	459, 388	489, 357

(2) 教育・保育提供区域別

別紙1参照

2 実績

(1) 京都市全域

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量の見込み	407, 427	426, 791	397, 723	集計中
確保方策	407, 427	426, 791	397, 723	集計中

(2) 教育・保育提供区域別

別紙1参照

II プラン策定に当たっての検討の視点

1 プラン策定期（平成26年度）の検討の視点

○ 実施体制について

一部の山間地域の中学校区を除き、各中学校区で1箇所から複数箇所の拠点事業を全市183箇所で実施する予定としていました。

2 中間見直し時（平成29年度）の検討の視点

中間見直しの時点では、事業実施箇所数の減少に伴い、見込みからやや下方に乖離していましたが、1箇所1日当たりの利用児童数では、1人未満の乖離であることから、見直しを行わず、現行の受入体制を確保していくこととしました。

III 現状と課題

①本市における事業名及び箇所数等

事業名	実施箇所数		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所拠点事業（一般型）	17	15	15
児童館事業（連携型）	131	131	131
つどいの広場（一般型）	35	35	34
こどもみらい館（一般型）	—	—	1

※ こどもみらい館については、平成30年度から地域子育て支援拠点に位置づけている。

※ 地域子育て支援拠点事業のほか、本市においては、地域子育て支援ステーション事業や幼稚園における子育て相談を実施している。

②1日当たりの利用児童数

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	平成31年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績		
0～2歳推計児童数に基づく量の見込み(人回)	404,806	407,427	420,801	426,791	431,685	397,723	459,388	489,357
箇所数	183	183	183	183	181	181	181	181

○ 平成27年度の新たな取組として、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）が有している知識・経験・場などの資源を活用し、身近な地域における子育て支援拠点としての役割を一層果たせるよう、機能強化に取り組みました。具体的には、これまでの事業に加え、つどいの広場職員が地域に出向き、地域の身近な場所で交流事業等を実施する「出張ひろば」と地域の多様な世代との連携による事業を実施する「地域支援」を5箇所で実施し、平成28年度には、新たに「出張ひろば」と「地域支援」を組み合わせた事業（以下、「充実事業」という。）を新たに6箇所（計11箇所）で実施しました。

また、平成29年度には、充実事業について、さらに7箇所（計18箇所）で実施し、地域の子育て支援機能の拡充を図りました。

IV 次期プラン（令和2年度以降）における量の見込み

1 つどいの広場事業の拡充について

平成30年度に実施した「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（別紙2）によると、利用者の割合は減少しています。

一方で、同調査の結果では、つどいの広場を利用していない保護者に比べ、利用している保護者の方が子育てに不安又は負担を感じている割合が低くなっています。また、自身の子育てが地域の人に支えられていると感じている保護者ほど、子育てを楽しいと感じている傾向となっています。

これらの結果を踏まえ、令和2年度から令和6年度にかけて、つどいの広場を少なくとも年間1箇所程度新規開設することで、在宅での子育てを中心とする乳幼児期の子どもを持つ保護者の孤立を防ぎ、子育ての楽しさを感じられる環境を整備します。

2 算出方法

「年間開所日数」「施設数」及び過去の実績に基づき算出した「1箇所1日当たりの利用児童数（0～2歳）」をもとに、地域子育て支援拠点事業の事業ごとの量の見込みを算出しました。そのうえで、それぞれの施設の位置やその施設に通うことが可能な児童数（0～2歳）等をもとに、第四次教育・保育提供区域ごとの量の見込みを算出し、それらを足し合わせた数値を地域子育て支援拠点事業全体の量の見込みとしました。

3 量の見込み

（単位：人日）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	420,406	420,016	422,200	424,384	426,568
確保方策	420,406	420,016	422,200	424,384	426,568

（分析）

	(参考) 平成30年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	459,388	420,406	420,016	422,200	424,384	426,568
箇所数	181	180	180	181	182	183

教育・保育提供区域別

(単位:人回)

第四次教育・保育提供区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西賀茂	量の見込み	8,408	8,400	8,444	8,488	8,531
	確保方策	8,408	8,400	8,444	8,488	8,531
加茂川	量の見込み	7,988	7,980	8,022	8,063	8,105
	確保方策	7,988	7,980	8,022	8,063	8,105
旭丘	量の見込み	4,204	4,200	4,222	4,244	4,266
	確保方策	4,204	4,200	4,222	4,244	4,266
衣笠	量の見込み	5,886	5,880	5,911	5,941	5,972
	確保方策	5,886	5,880	5,911	5,941	5,972
上京	量の見込み	7,988	7,980	8,022	8,063	8,105
	確保方策	7,988	7,980	8,022	8,063	8,105
烏丸	量の見込み	2,102	2,100	2,111	2,122	2,133
	確保方策	2,102	2,100	2,111	2,122	2,133
嘉楽	量の見込み	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
	確保方策	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
二条	量の見込み	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
	確保方策	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
花背	量の見込み	84	84	84	85	85
	確保方策	84	84	84	85	85
大原	量の見込み	420	420	422	424	427
	確保方策	420	420	422	424	427
洛北	量の見込み	12,612	12,600	12,666	12,732	12,797
	確保方策	12,612	12,600	12,666	12,732	12,797
修学院	量の見込み	9,669	9,660	9,711	9,761	9,811
	確保方策	9,669	9,660	9,711	9,761	9,811
下鴨	量の見込み	6,306	6,300	6,333	6,366	6,399
	確保方策	6,306	6,300	6,333	6,366	6,399
高野	量の見込み	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
	確保方策	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
近衛	量の見込み	5,465	5,460	5,489	5,517	5,545
	確保方策	5,465	5,460	5,489	5,517	5,545
岡崎	量の見込み	5,045	5,040	5,066	5,093	5,119
	確保方策	5,045	5,040	5,066	5,093	5,119
京都御池	量の見込み	13,033	13,020	13,088	13,156	13,224
	確保方策	13,033	13,020	13,088	13,156	13,224
中京	量の見込み	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
	確保方策	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
朱雀	量の見込み	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
	確保方策	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
北野	量の見込み	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
	確保方策	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
西ノ京	量の見込み	5,886	5,880	5,911	5,941	5,972
	確保方策	5,886	5,880	5,911	5,941	5,972
松原	量の見込み	5,045	5,040	5,066	5,093	5,119
	確保方策	5,045	5,040	5,066	5,093	5,119
開晴	量の見込み	4,204	4,200	4,222	4,244	4,266
	確保方策	4,204	4,200	4,222	4,244	4,266
東山泉	量の見込み	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
	確保方策	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
音羽	量の見込み	8,829	8,820	8,866	8,912	8,958
	確保方策	8,829	8,820	8,866	8,912	8,958
大宅	量の見込み	5,465	5,460	5,489	5,517	5,545
	確保方策	5,465	5,460	5,489	5,517	5,545
安祥寺	量の見込み	6,726	6,720	6,755	6,790	6,825
	確保方策	6,726	6,720	6,755	6,790	6,825
花山	量の見込み	5,886	5,880	5,911	5,941	5,972
	確保方策	5,886	5,880	5,911	5,941	5,972
山科	量の見込み	7,147	7,140	7,177	7,215	7,252
	確保方策	7,147	7,140	7,177	7,215	7,252
勘修	量の見込み	6,306	6,300	6,333	6,366	6,399
	確保方策	6,306	6,300	6,333	6,366	6,399
下京	量の見込み	12,612	12,600	12,666	12,732	12,797
	確保方策	12,612	12,600	12,666	12,732	12,797
七条	量の見込み	7,567	7,560	7,600	7,639	7,678
	確保方策	7,567	7,560	7,600	7,639	7,678
八条	量の見込み	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
	確保方策	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
九条	量の見込み	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
	確保方策	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
洛南	量の見込み	12,612	12,600	12,666	12,732	12,797
	確保方策	12,612	12,600	12,666	12,732	12,797
凌風	量の見込み	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
	確保方策	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839

久世	量の見込み	9,249	9,240	9,288	9,336	9,384
	確保方策	9,249	9,240	9,288	9,336	9,384
高雄	量の見込み	420	420	422	424	427
	確保方策	420	420	422	424	427
双ヶ丘	量の見込み	5,465	5,460	5,489	5,517	5,545
	確保方策	5,465	5,460	5,489	5,517	5,545
嵯峨	量の見込み	6,726	6,720	6,755	6,790	6,825
	確保方策	6,726	6,720	6,755	6,790	6,825
四条	量の見込み	5,045	5,040	5,066	5,093	5,119
	確保方策	5,045	5,040	5,066	5,093	5,119
太秦	量の見込み	8,829	8,820	8,866	8,912	8,958
	確保方策	8,829	8,820	8,866	8,912	8,958
蜂ヶ岡	量の見込み	8,408	8,400	8,444	8,488	8,531
	確保方策	8,408	8,400	8,444	8,488	8,531
梅津	量の見込み	6,306	6,300	6,333	6,366	6,399
	確保方策	6,306	6,300	6,333	6,366	6,399
西院	量の見込み	8,829	8,820	8,866	8,912	8,958
	確保方策	8,829	8,820	8,866	8,912	8,958
西京極	量の見込み	8,829	8,820	8,866	8,912	8,958
	確保方策	8,829	8,820	8,866	8,912	8,958
岩陰	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
周山	量の見込み	841	840	844	849	853
	確保方策	841	840	844	849	853
松尾	量の見込み	7,147	7,140	7,177	7,215	7,252
	確保方策	7,147	7,140	7,177	7,215	7,252
桜原	量の見込み	8,408	8,400	8,444	8,488	8,531
	確保方策	8,408	8,400	8,444	8,488	8,531
桂	量の見込み	9,249	9,240	9,288	9,336	9,384
	確保方策	9,249	9,240	9,288	9,336	9,384
桂川	量の見込み	11,351	11,340	11,399	11,458	11,517
	確保方策	11,351	11,340	11,399	11,458	11,517
大枝	量の見込み	5,465	5,460	5,489	5,517	5,545
	確保方策	5,465	5,460	5,489	5,517	5,545
洛西	量の見込み	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
	確保方策	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
西陵	量の見込み	2,102	2,100	2,111	2,122	2,133
	確保方策	2,102	2,100	2,111	2,122	2,133
大原野	量の見込み	2,522	2,520	2,533	2,546	2,559
	確保方策	2,522	2,520	2,533	2,546	2,559
藤森	量の見込み	14,630	14,617	14,693	14,769	14,845
	確保方策	14,630	14,617	14,693	14,769	14,845
伏見	量の見込み	9,249	9,240	9,288	9,336	9,384
	確保方策	9,249	9,240	9,288	9,336	9,384
桃陵	量の見込み	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
	確保方策	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
桃山	量の見込み	8,408	8,400	8,444	8,488	8,531
	確保方策	8,408	8,400	8,444	8,488	8,531
向島	量の見込み	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
	確保方策	3,784	3,780	3,800	3,819	3,839
向島東	量の見込み	2,943	2,940	2,955	2,971	2,986
	確保方策	2,943	2,940	2,955	2,971	2,986
洛水	量の見込み	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
	確保方策	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
神川	量の見込み	12,612	12,600	12,666	12,732	12,797
	確保方策	12,612	12,600	12,666	12,732	12,797
大淀	量の見込み	4,204	4,200	4,222	4,244	4,266
	確保方策	4,204	4,200	4,222	4,244	4,266
深草	量の見込み	5,886	5,880	5,911	5,941	5,972
	確保方策	5,886	5,880	5,911	5,941	5,972
醍醐	量の見込み	2,943	2,940	2,955	2,971	2,986
	確保方策	2,943	2,940	2,955	2,971	2,986
栗陵	量の見込み	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
	確保方策	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
春日丘	量の見込み	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
	確保方策	4,624	4,620	4,644	4,668	4,692
小栗栖	量の見込み	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
	確保方策	3,363	3,360	3,378	3,395	3,413
合計	量の見込み	420,406	420,016	422,200	424,384	426,568
	確保方策	420,406	420,016	422,200	424,384	426,568

地域の子育て支援のための事業の利用等について

問 19(1) 地域の子育て支援事業の利用等について、「A」及び「B-1」についてお答えください。

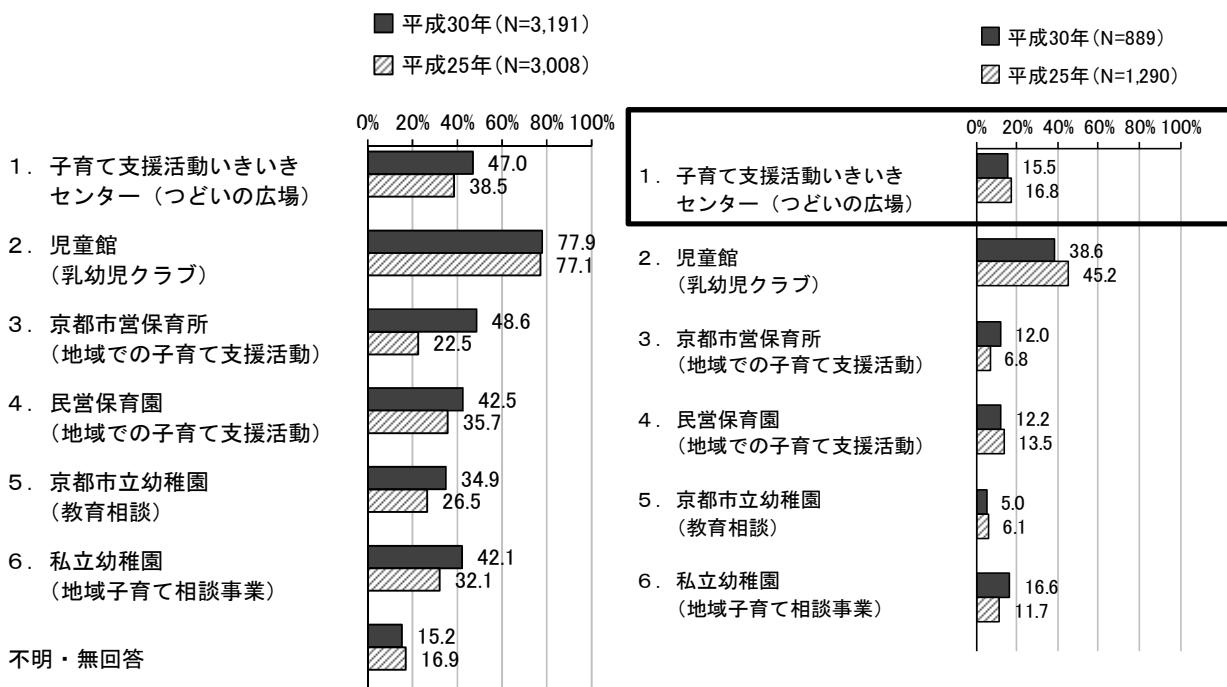
(○はそれぞれいくつでも)すでに利用している場合は、「現在」と「希望」の利用回数を「B-2」の()内にご記入ください。

A 知っている事業は、「2. 児童館（乳幼児クラブ）」が 77.9%と最も高く、次いで「3. 京都市営保育所（地域での子育て支援活動）」が 48.6%、「1. 子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」が 47.0%となっています。平成 25 年と比較すると、「3. 京都市営保育所（地域での子育て支援活動）」が 26.1 ポイント、「1. 子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」が 8.5 ポイント高くなっています。

B-1 利用している事業は、「2. 児童館（乳幼児クラブ）」が 38.6%と最も高く、次いで「6. 私立幼稚園（地域子育て相談事業）」が 16.6%，「1. 子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）」が 15.5%となっています。平成 25 年と比較すると、「2. 児童館（乳幼児クラブ）」が 6.6 ポイント低くなっています。

◆A 知っている

◆B-1 利用している



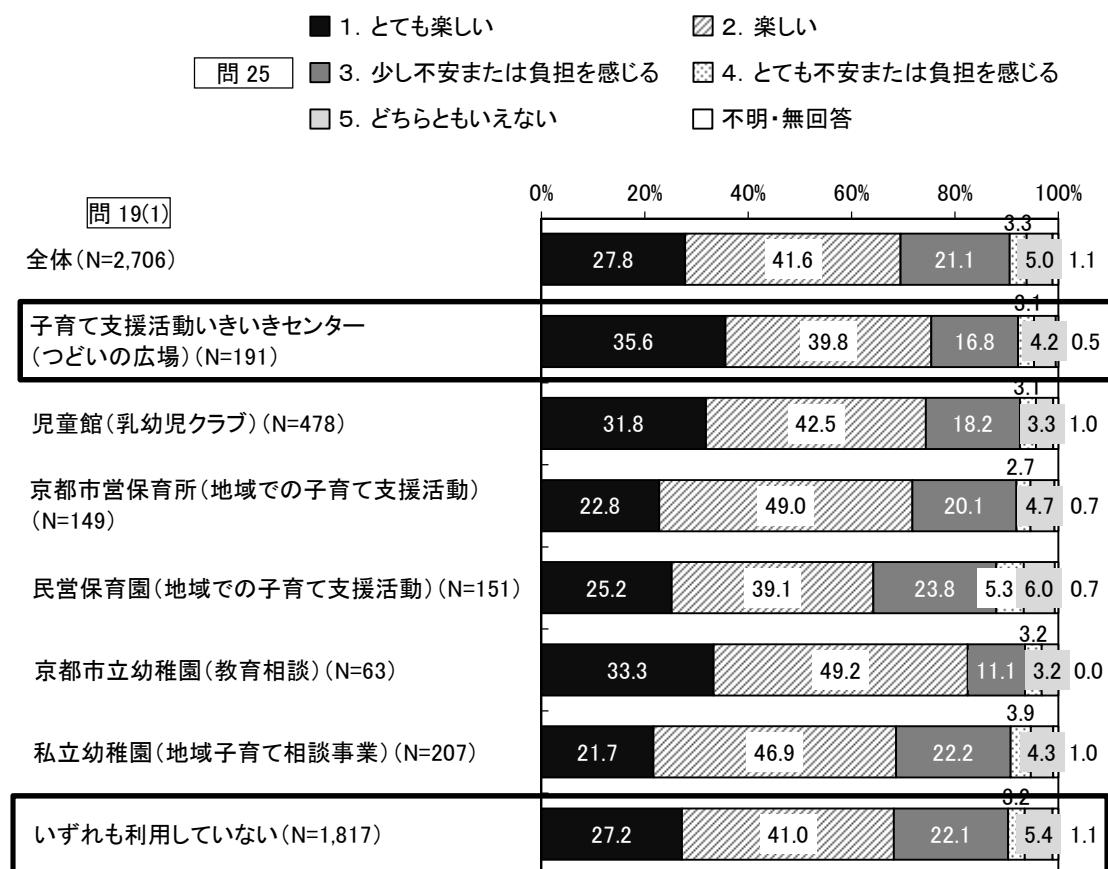
※「3. 京都市営保育所（地域での子育て支援活動）」…平成 25 年は「3. 京都市営保育所（あい・京（みやこ） プラザ）」

※「B-1 利用している」は不明・無回答除く

11 子育て支援・相談などについて

《問 25×問 19(1)B-1 地域の子育て支援事業の利用状況別》

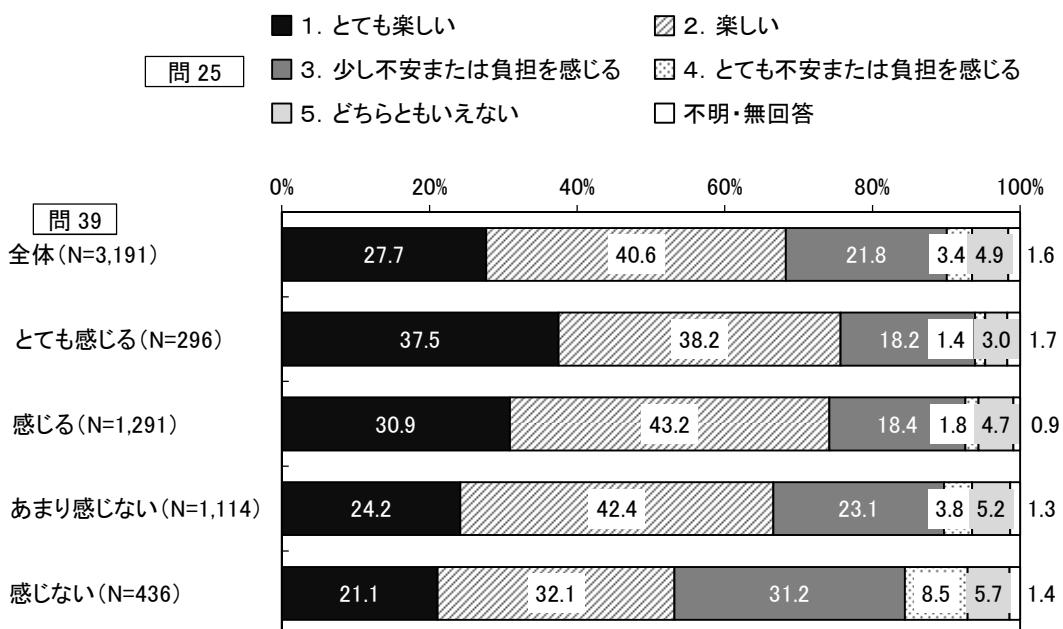
[京都市立幼稚園（教育相談）]では『楽しい（「1. とても楽しい」と「2. 楽しい」の合計）』が8割を超えています。



※不明・無回答除く

《問 25×問 39 自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるか別》

自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じている方ほど『楽しい（「1. とても楽しい」と「2. 楽しい」の合計）』の割合が高くなる傾向がみられます。



※不明・無回答除く

地域子ども・子育て支援事業 事業調書

本市事業名	京（みやこ）いきいき子育てサポート事業 (京都市ファミリーサポート事業)
地域子ども・子育て支援事業の種類	子育て援助活動支援事業

1 事業概要

育児の援助を受けたい方（おねがいさん）と育児の援助を行いたい方（おまかせさん）からなる会員組織として、「ファミリーサポートセンター」を設立し、保育施設等の開始前や終了後の送迎及び子どもの預かり、学童保育終了後の子どもの預かり、冠婚葬祭や学校行事の際の子どもの預かり等の育児・家事援助サービスを行うことで、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。

2 対象者（登録制）

（依頼会員（おねがいさん））

京都市民又は京都市域に勤務する者で、指定の講習（1.5時間程度）を受講した妊婦又は12歳までの子どもがいる者

（提供会員（おまかせさん））

京都市民であって、指定の講習（7時間程度）を受講した満18歳以上の者

3 実施場所等

提供会員宅を基本とするが、場合によっては依頼会員宅での活動も可能。

※ 3箇月未満の乳児の援助は、依頼会員宅で依頼会員の在宅中に行う。

4 教育・保育提供区域

第二次区域（区役所・支所の管轄区域）

※ 当該事業は、ファミリーサポートセンターの支部を、各区役所・支所ごとに設置し、地域に密着した事業の展開を行っているため。

コ 子育て援助活動支援事業	
	(京都市事業名) 京(みやこ)いきいき子育てサポート事業(京都市ファミリーサポート事業)
担当局・課	子ども若者はぐくみ局(育成推進課)
事業の趣旨・目的	育児の援助を受けたい方(依頼会員:おねがいさん)と育児の援助を行いたい方(提供会員:おまかせさん)からなる会員組織として、「ファミリーサポートセンター」を設立し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。
教育・保育 提供区域	第二次区域

I 平成31年度までの量の見込みと平成30年度までの実績

1 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	22,593	22,593	22,593	15,440 (22,593)	15,440 (22,593)
確保方策	22,593	22,593	22,593	15,440 (22,593)	15,440 (22,593)

※()内の数値は、プラン策定当初時点(平成26年度)のもの

2 実績

(単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	14,368	11,283	10,132	7,839

II プラン策定に当たっての検討の視点

1 プラン策定時(平成26年度)の検討の視点

- 本事業は、(公社)京都市児童館学童連盟に事業を委託し、同連盟内に本部としての機能を有するファミリーサポートセンターを設置し、実施しています。
- また、同センターの支部を各区・支所ごとに児童館14箇所に設置し、会員募集、登録を始め、会員になるための講習会、レベルアップ講習会、会員からの相談対応や会員間の交流事業の開催等、地域に密着した事業として安心して利用できるよう取組を実施するとともに、利用会員数の拡大を図っており、策定当時の直近の依頼会員の活動依頼実績件数をもとに量の見込みを検討しました。

2 中間見直し時(平成29年度)の検討の視点

本事業に登録している依頼会員のうち実際に利用している会員の活動依頼実績件数の最大値を量の見込みとすることにより、突発的な依頼の増加も想定した十分な提供体制を確保しました。

III 現状と課題

- 想定される最大の見込みに対する提供枠を確保しましたが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴う労働環境の変化等により、保育所・幼稚園への送迎やその前後の預かりで利用していた家庭が減少したことなどから、大きな乖離がみられました。
- 平成30年度は、48回の依頼会員登録会と、4回の提供会員・両方会員向け講習会を実施しましたが、平成30年度末時点の提供会員、依頼会員、両方会員を合計した会員数は平成29年度末と比べてほぼ同数でした（9名減少）。
- 平成30年度に実施した「子育て支援に関する市民ニーズ調査」によると、「利用したことがある」と回答した者の割合は平成25年度と比べて減少しており、また、今後「利用を希望する」と回答した者の割合も減少しています（別紙1参照）。しかし、あらゆる依頼に対応するため、引き続き提供会員を十分に確保していく必要があります。

IV 次期プラン（令和2年度以降）における量の見込み

1 算出方法（別紙2参照）

依頼会員を活動回数に基づき区分したうえ、区分ごとに「依頼会員の数」に「活動回数の最大値」を乗じて得た数を合計して算出しました。

算出に当たり、「依頼会員の数」には平成30年度の実績を用いています。直近の活動実績に則した量を見込めるようにしました。また、「活動回数の最大値」を用いたのは、他の施策を補完するという本事業の特性に鑑みて、仮に依頼が増加した場合にも対応することができる体制を確保しようとしたものです。

なお、この算出方法は平成29年度の見直し時にも採用したものであり、今回は、実態により近い量を見込むため、活動回数の区分をより細く分けるという調整を行いました。

（例）1～5回依頼した依頼会員が170人 → $170 \times 5 = 850$ （人日）

6～10回依頼した依頼会員が67人 → $67 \times 10 = 670$ （人日）

2 量の見込み

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
確保方策	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780

3 対応方針

市民しんぶんでの講習会の開催通知や各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び図書館へのチラシ配架等、引き続き広報活動を行い、提供体制の確保に努める。

あわせて、会員同士の交流会の実施等、依頼会員に安心して利用していただける取組を充実させていきます。

ファミリーサポート事業の利用について

問19(1) ファミリーサポート事業を利用したことがありますか。(○は1つ)

「3. 利用したことではない」が88.3%と最も高く、次いで「2. 会員登録はしているが、利用したことない」が6.0%となっています。

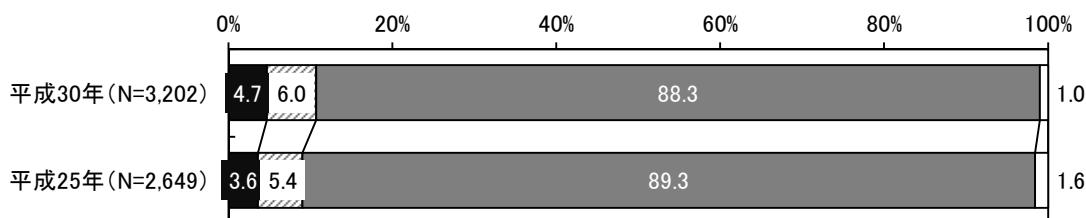
平成25年と比較すると、特に大きな差はみられません。

- 1. 利用している/利用したことがある

- 2. 会員登録はしているが、利用したことない

- 3. 利用したことない

- 不明・無回答



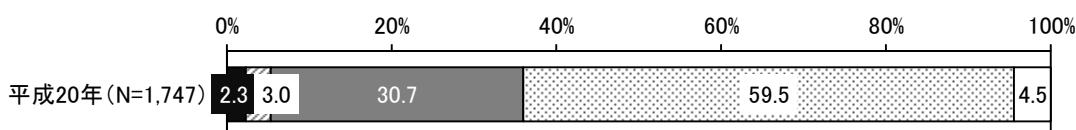
- 1. 利用している/利用したことがある

- 2. 会員登録はしているが、利用したことない

- 3. 知っているが、利用したことない

- 4. 知らなかつたので、利用したことない

- 不明・無回答

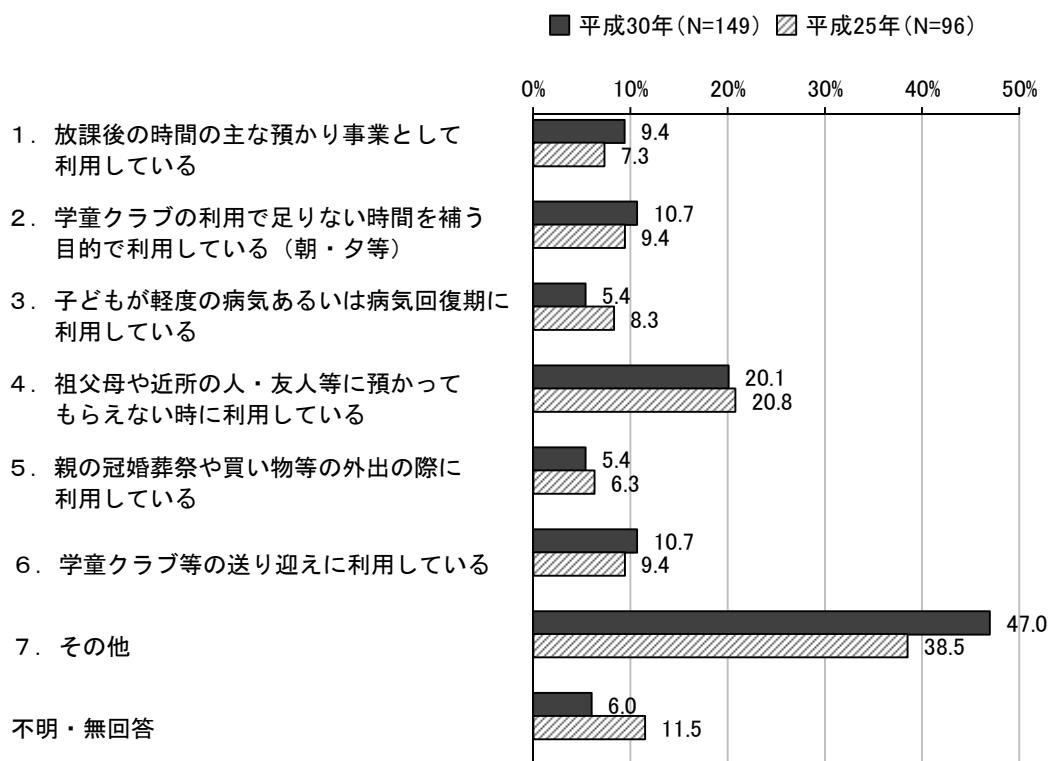


問19(1)で「1」と答えた方

問19(2) 事業を利用している目的は何か。(○はいくつでも)

その他を除き、「4. 祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえない時に利用している」が20.1%と最も高く、次いで「2. 学童クラブの利用で足りない時間を補う目的で利用している(朝・夕等)」「6. 学童クラブ等の送り迎えに利用している」が10.7%となっています。

平成25年と比較すると、特に大きな差はみられません。

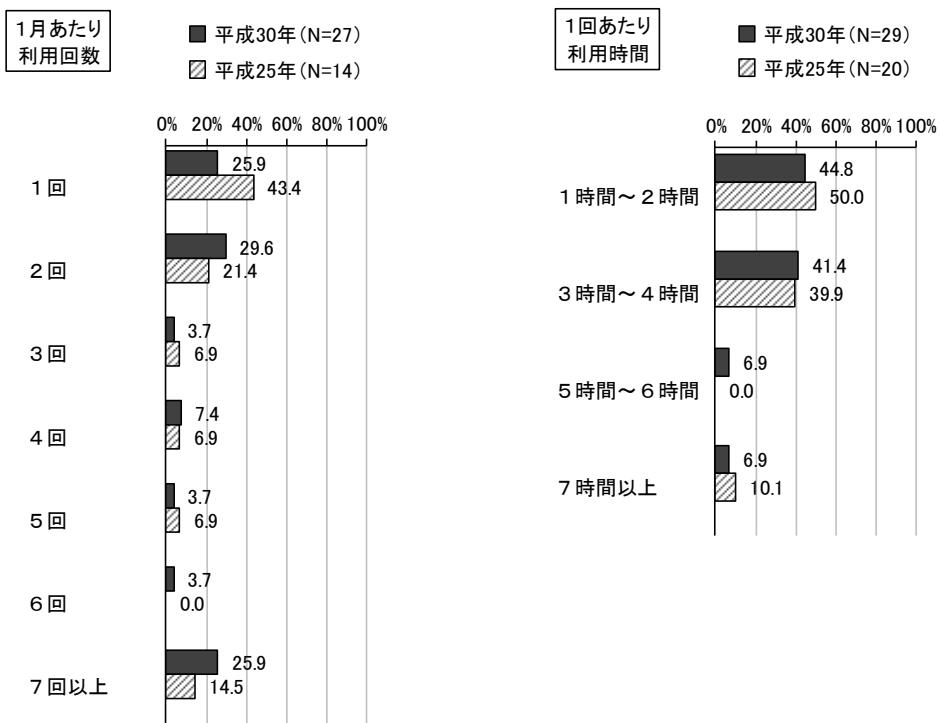


問19(1)で「1」と答えた方

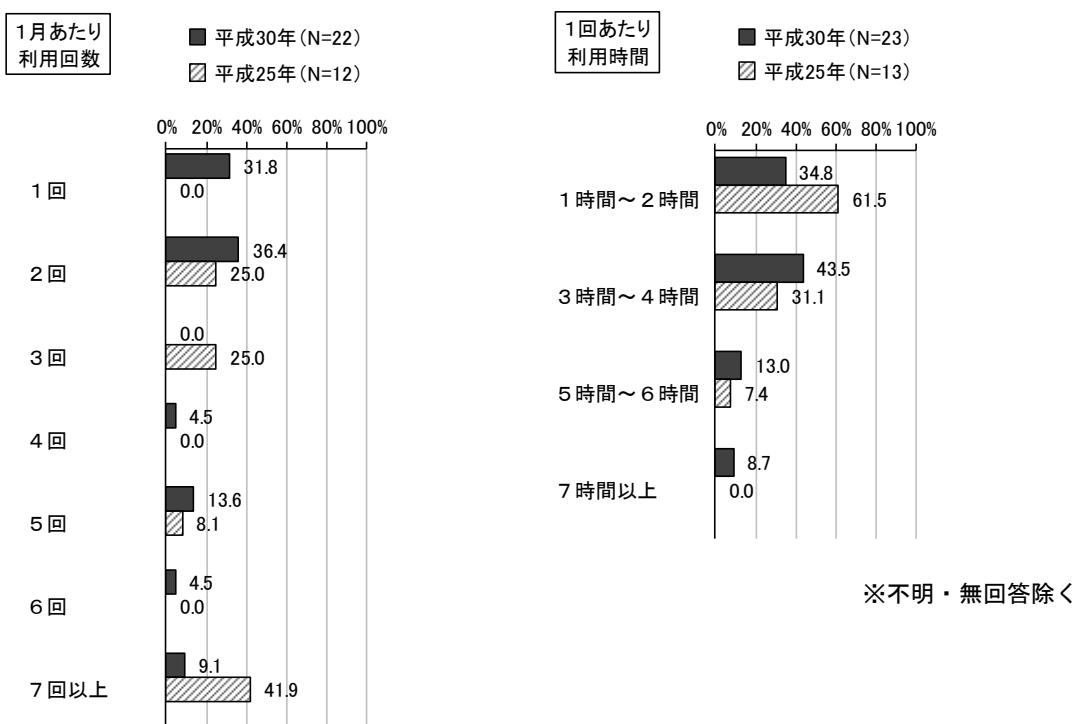
問19(3) 現在どの程度利用しており、希望としてはどのくらい利用したいですか。それぞれの（ ）内に回数と時間をご記入ください。

1月あたりの利用回数は、①現在、②希望とともに「2回」の割合が最も高くなっています。1回あたりの利用時間は、①現在では「1時間～2時間」、②希望では「3時間～4時間」の割合が最も高くなっています。

①現在



②希望

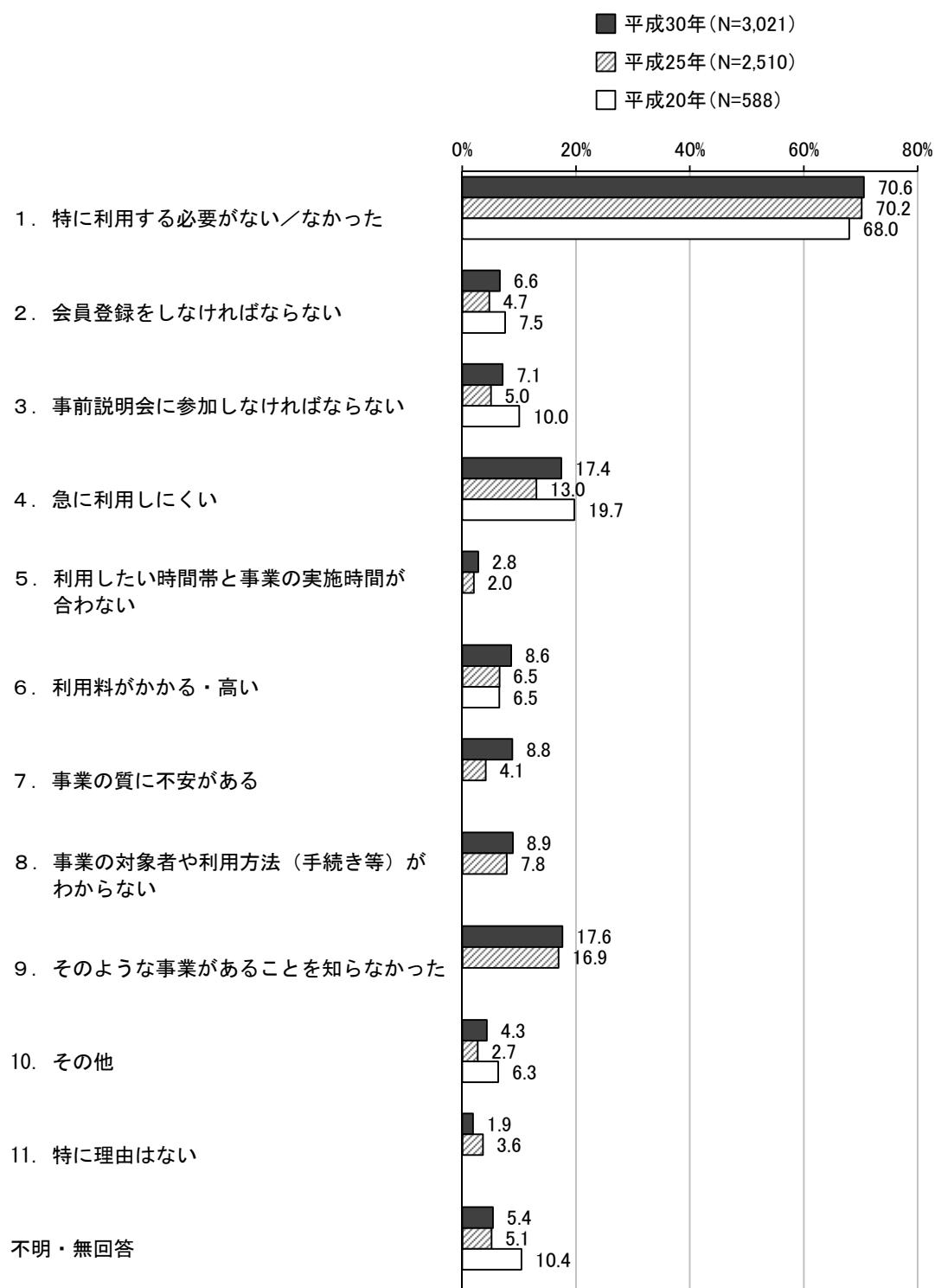


問19(1)で「2」または「3」と答えた方

問19(4) 利用していない理由は何ですか。(○はいくつでも)

「1. 特に利用する必要がない／なかった」が 70.6%と最も高く、次いで「9. そのような事業があることを知らなかった」が 17.6%，「4. 急に利用しにくい」が 17.4%となっています。

過去調査と比較すると、特に大きな差はみられません。



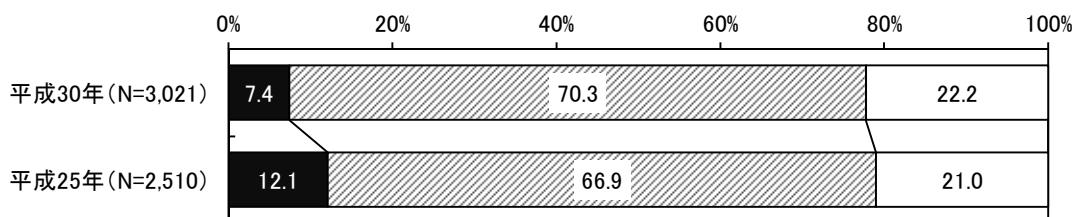
問19(1)で「2」または「3」と答えた方

問19(5) 今後、ファミリーサポート事業の利用を希望しますか。(○は1つ)

「1. 利用を希望する」が7.4%、「2. 特に利用を希望しない」が70.3%となっています。

平成25年と比較すると、「1. 利用を希望する」が4.7ポイント低くなっています。

■ 1. 利用を希望する □ 2. 特に利用を希望しない □ 不明・無回答



<活動回数別依頼会員数と量の見込み（平成31年3月末現在）>

回数	依頼会員 (人)	見込み数 (人日)
0回	5,535	0
1～5回	170	850
6～10回	67	670
11～15回	17	255
16～20回	23	460
21～25回	17	425
26～30回	12	360
31～35回	13	455
36～40回	7	280
41～45回	7	315
46～50回	3	150
51～55回	4	220
56～60回	2	120
61～65回	4	260
66～70回	3	210
71～75回	2	150
76～80回	3	240
81～85回	3	255
86～90回	5	450
91～95回	1	95
96～100回	0	0
101～105回	1	105
106～110回	2	220

回数	依頼会員 (人)	見込み数 (人日)
111～115回	1	115
116～120回	0	0
121～125回	2	250
126～130回	0	0
131～135回	2	270
136～140回	1	140
141～145回	0	0
146～150回	2	300
151～155回	0	0
156～160回	0	0
161～165回	1	165
166～170回	0	0
171～175回	0	0
176～180回	1	180
181～185回	0	0
186～190回	0	0
191～195回	1	195
196～200回	0	0
201～205回	0	0
206～210回	1	210
⋮		
401～405回	1	405
合計	5,914	8,775

- ・30年4月～31年3月末までの稼働している依頼会員数：379名
- ・30年4月～31年3月末までの稼働している提供会員数：212名

※各会員の実績に両方会員の活動実績を含む。

地域子ども・子育て支援事業 事業調書

本市事業名	新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）
地域子ども・子育て支援事業の種類	乳児家庭全戸訪問事業
1 事業概要	
乳児の健全な発育と母親の健康増進を図ることを目的として、区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室職員又は母子保健訪問指導員（保健師、助産師、看護師）が生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保健指導や子育てに関する不安や悩みの相談、必要な情報提供等を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに適切な支援につなぐ。	
2 対象者	
市内に居住している生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭	
3 教育・保育提供区域	
第二次区域 ※ 当該事業は、実施主体が区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室であり、事業を実施する区域も、当該区役所・支所内の乳児等に限られるため。	

乳児家庭全戸訪問事業	
(京都市事業名) 新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)	
担当局・課	子ども若者はぐくみ局(子ども家庭支援課)
事業の趣旨・目的	母子保健法第11条、第17条及び児童福祉法第21条の10の3を根拠に、生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭に対して、家庭訪問による保健指導を行うことにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、育児環境を整え、適切な支援に繋ぐとともに、乳児の健全な発育と母親の健康増進を図ることを目的とします。
教育・保育提供区域	第二次区域

I 平成31年度までの量の見込みと平成30年度までの実績

1 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	11,146	11,074	11,002	10,924	10,871
確保方策	実施機関：保健センター・支所 実施職員：保健センター・支所 保健師、母子保健訪問指導員	実施機関：保健センター・支所 実施職員：保健センター・支所 保健師、母子保健訪問指導員	実施機関：子どもはぐくみ室 実施職員：子どもはぐくみ室 保健師、母子保健訪問指導員	実施機関：子どもはぐくみ室 実施職員：子どもはぐくみ室 保健師、母子保健訪問指導員	実施機関：子どもはぐくみ室 実施職員：子どもはぐくみ室 保健師、母子保健訪問指導員

2 実績

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	10,687	10,576	10,102	10,247	

II プラン策定に当たっての検討の視点

1 プラン策定時（平成26年度）の検討の視点

- 本市では、生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する当該事業を、母子保健事業による新生児等訪問指導事業と併せて、各区役所・支所保健部（平成29年5月8日以降は、子どもはぐくみ室）の専門職が訪問活動を実施しています。
- 量の見込みについては、全戸訪問を目指す事業であることから、平成25年度までの出生数から算出した平成27年度以降の出生数の見込み量としました。

2 中間見直し時（平成29年度）の検討の視点

見直しは行わず、引き続き提供体制を維持することとしました。

III 現状と課題

- 本事業の訪問率は概ね94%台で推移しており、未訪問家庭に対しては、時間帯や曜日を変更するなど、すべての家庭に訪問できるよう努めています。
- 未訪問家庭の内訳として、里帰り出産等で市内に不在であるケース等が含まれているが、保護者に直接連絡を取るなどの方法により、訪問対象家庭の全数についての状況は把握しております、乳幼児健診等で改めて面談を行うといった対応をしています。
- 訪問家庭の中で、産後うつなど精神的に不安定であったり、周囲に支援者がいない、双子の子育てをしているなど不安を抱えている母親に対し、育児相談や母親の健康管理及び子育てに関する情報提供等を行っており、養育支援が必要な場合には、家庭訪問型継続的個別支援など適切な制度・施策に繋げています。

【参考】年度別出生児に対する訪問率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数（人）	11,373	11,376	11,488	11,154	10,962
新生児等訪問（件）	10,776	10,727	10,816	10,539	10,291
実施率（%）	94.8	94.3	94.2	94.5	93.9

IV 次期プラン（令和2年度以降）における量の見込み

1 算出方法

全戸訪問を目指す事業であることから、量の見込み数は、各年度の推定出生数とします。

2 量の見込み

(単位：人) (小数点以下四捨五入)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北	642	629	618	607	599
上京	437	432	427	422	418
左京	1,009	983	964	951	938
中京	777	769	763	755	751
東山	174	168	166	163	160
山科	875	851	839	822	812
下京	585	573	563	551	545
南	866	863	866	866	868
右京	1,365	1,330	1,304	1,287	1,273
西京	884	873	862	853	848
洛西	242	231	221	211	201
伏見	1,164	1,134	1,108	1,080	1,061
深草	409	402	398	394	392
醍醐	268	257	249	240	233

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9, 699	9, 496	9, 349	9, 200	9, 099
確保方策	実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員	実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員	実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員	実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員	実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員

3 対応方針

- 出生数の減少に伴い、各区・支所とも訪問件数の減少を見込んでいます。見込み量が最大値となる令和2年度において、各行政区のうち見込み量が最も大きい右京区では1,365件を見込んでおり、想定実働日219日で換算すると、1日あたり約6.2件です。
- この件数について、右京区子どもはぐくみ室職員10人及び母子保健訪問指導員10人の計20人で対応するため、現在の体制を維持することで、提供体制は十分確保できるものと考えます。

地域子ども・子育て支援事業 事業調書

本市事業名	京都市妊産婦健康診査
地域子ども・子育て支援事業の種類	妊婦に対する健康診査

1 事業概要

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築や、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることを目的とし、国が望ましいとしている妊娠期間中14回の健康診査（基本健診、血液検査、免疫検査、B群溶血性レンサ球菌検査、HIV抗体値検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）を医療機関等に委託して実施し、その費用を公費で負担する。

また、産後うつや新生児への虐待等を予防することを目的として、出産後間もない時期の産婦に対する最大2回の健康診査についても、その費用を公費で負担する。

2 対象者

市内に居住する妊産婦

3 実施場所等

委託医療機関等

4 教育・保育提供区域

第一次区域

※ 当該事業は、京都市内の医療機関のみならず、全国の医療機関に委託して実施するため。

妊婦に対する健康診査	
	(京都市事業名) 京都市妊産婦健康診査
担当局・課	子ども若者はぐくみ局（子ども家庭支援課）
事業の趣旨・目的	母子保健法第13条に基づく妊産婦健康診査を実施し、その費用を公費負担することにより、妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
教育・保育提供区域	第一次区域

I 平成31年度までの量の見込みと平成30年度までの実績

1 量の見込み及び提供体制の確保の内容

(単位：人回)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み	妊婦健康診査受診券使用枚数	137,340	136,108	134,899	133,701	132,515
確保方策	実施場所	妊婦健康診査委託医療機関において実施				

2 実績

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊婦健康診査受診券使用枚数 ^(※) (人回)	142,538	137,859	133,731	125,870	

(※) 基本健診のみの使用枚数

II プラン策定に当たっての検討の視点

1 プラン策定期（平成26年度）の検討の視点

- 妊娠期間中に望ましい14回の妊婦健康診査を受診するには、「妊娠11週以下での届出」が必要となります。
- 量の見込みについては、当該事業の過去5年間の実績による「平均前年度比」を算出し、平成24年度の実績にそれらを乗じることにより算出しました。

2 中間見直し時（平成29年度）の検討の視点

見直しは行わず、引き続き現在の提供体制を維持することとしました。

III 現状と課題

- 近年、出産年齢の上昇等によって、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、母体及び胎児の健康を図るうえで妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性や必要性が一層高まっていることから、国の通知に基づき、回数や検査内容の拡充等に努めていく必要があります。
- また、妊娠11週目までの届出率が向上していることもあり、交付枚数に対する使用率が基本受診券で80%超、追加受診券で90%前後を推移していますが、引き続き、全ての妊婦が14回の健診を効率的に受診できるよう、妊娠後の早期届出や未受診者への受診勧奨、制度の周知を図っていく必要があります。

(参考) 妊娠11週までの届出率について

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠11週までの届出率	94.5%	93.4%	93.7%	93.1%	93.4%

- さらに、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の支援が必要な産婦を把握し、速やかに適切な支援につなげていく必要があるため、平成29年度から産婦健康診査の費用助成（産婦健診ホッとサポート）を開始しました。

IV 次期プラン（令和2年度以降）における量の見込み

1 算出方法

当該事業の量の見込みを算定するに当たって、妊婦受診券については、当該事業の妊婦受診券綴交付数の平成26年度から平成30年度までの過去5年間の実績による「平均前年度比」を算出し、平成30年度の実績からそれを乗じていくことで、令和2年度から令和6年度までの妊産婦受診券綴想定交付数を算出したうえで、平成26年度から平成30年度の平均使用枚数（約11.7枚）を乗じることにより量の見込みを行います。

産婦受診券については、平成29年度から事業を開始しており、過去5年間の平均前年度比や平均使用枚数を算出することができないため、上記により算出した妊産婦受診券綴想定交付数に、平成30年度の平均使用枚数（約1.47枚）を乗じることにより量の見込みを行います。

(参考) 妊娠届出件数及び受診券交付数

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊娠届出件数 (母子健康手帳交付数)	11,958	12,031	10,112	10,993	10,419
妊婦受診券 交付数	12,468	12,293	11,643	11,232	10,799

(参考) 交付した妊婦受診券（基本受診券14枚+追加受診券14枚）全体の使用率

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦受診券使用率	85.5%	87.0%	88.2%	88.7%	87.0%

2 量の見込み

(単位：人回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	妊婦健康診査受診券使用枚数	119,753	116,725	113,773	110,896	108,091
	産婦健康診査受診券使用枚数	15,047	14,667	14,296	13,934	13,582
確保方策	実施場所	妊産婦健康診査委託医療機関において実施				

3 対応方針

引き続き、委託医療機関の拡充に努め、提供体制を確保します。

なお、他都市の医療機関において、医療機関の事情等により京都市と委託契約が締結できず、妊産婦がやむを得ない理由により受診券を使用できなかった場合は、償還払い対応します。

「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」の策定について

現在の本市の子ども・若者に係る計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」については、令和2年度を始期とする後継計画を策定する際に一体化し、「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）（以下「新計画」という。）」として策定することとしております。

昨年度末に開催した本審議会の全体会議において、新計画のコンセプト及び重点事項について意見聴取を行っており、検討状況を御報告いたします。

1 新計画の対象

新計画では、子ども・若者育成推進法における子ども・若者育成支援推進大綱に則り、「子ども・若者」という用語を使用し作成します。

新計画における「子ども・若者」の範囲は、0歳から概ね30歳未満の者としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

なお、新計画は複数の計画を一体的に策定するものであり、各計画における対象者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」、「生徒」、「青少年」等の用語を併用する予定をしております。

子ども： 乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者： 思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年： 乳幼児期から青年期までの者。

※ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※ 学童期は、小学生の者。

※ 思春期は、中学生から概ね18歳までの者。

なお、思春期は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども・若者のそれぞれに該当する場合がある。

※ 青年期は、概ね18歳から概ね30歳未満までの者。

※ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

2 新計画の構成について（案）

新計画の作成に当たっては、新計画の本編である第Ⅲ部を、「目指すまち」や「重点項目」を記載する「総論」と、新計画に包含する各計画を記載する「各論」に分けて掲載するなど、市民が目にすることを踏まえ、読みやすく、分かりやすい計画になるよう作成してまいります。

※ 新計画の構成については別紙1を参照

3 新計画のコンセプトについて（案）

新計画は、以下のコンセプトのもとに策定したいと考えており、令和2年度以降は、「目指すまち」を実現するための「充実施策」や「新規施策」を推進していくたいと考えております

※ コンセプトの詳細は別紙2を参照

《新計画のコンセプト》

【策定の基本理念】

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現する。

また、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う力」を高め、進行する少子化に立ち向かう。

【目指すまちのすがた】

すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！

笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち

4 今後について

本審議会の全体会議、部会及び共同部会において、引き続き意見聴取を行い、今年度中の新計画策定に向け、検討を進めていきます。

【主なスケジュール（予定）】

令和元年 6月～9月 審議会の全体会議、部会及び共同部会の開催

9月～10月 パブリック・コメントの実施

10月～12月 審議会の全体会議、部会及び共同部会の開催

令和2年 1月 新計画の策定

《現行の計画》

京都市未来こどもはぐくみプラン

- 第I部 計画の趣旨
- 第II部 子どもと家庭を取り巻く状況
- 第III部 計画の内容 **市町村行動計画**, **子ども・若者計画の一部**
 - 第1章 子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う
子育て支援の風土づくり
 - 第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合うまちづくり
 - 第3章 子どもを安心して生み健やかに育てるこことできるまちづくり
京都市 母子保健計画
 - 第4章 安心して子育てできる幼児教育・保育の充実
 - 第5章 放課後の子どもの居場所づくり
京都市 放課後子ども総合プラン
 - 第6章 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く
子どもたちを育むまちづくり
 - 第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり
京都市 家庭的養護推進計画
 - 第8章 ひとり親家庭の自立促進
京都市 ひとり親家庭自立促進計画
 - 第9章 すべての家庭を支える子育て支援施策の充実
京都市 子ども・子育て支援事業計画
- 第IV部 計画の推進体制

京都市ユースアクションプラン **子ども・若者計画の一部**

- 第1部 計画の趣旨
- 第2部 青少年を取り巻く状況
- 第3部 計画の内容 (改定版)
 - 1 行動計画の体系
 - 2 行動計画の施策とその展開
 - I 生き方デザインの形成支援
 - II 困難を有する青少年がよりよく生きるためにの支援
- 第4部 計画の推進

京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画

- 第1章 実施計画策定の基本的な考え方
- 第2章 貧困家庭の子ども等の状況
 - 1 アンケート調査による実態把握
 - 2 関係団体・施設等ヒアリング
 - 3 子ども等の生活状況等実態把握の結果
- 第3章 京都市における貧困家庭の子ども等対策
 - 1 貧困家庭の子ども等対策の方向性と施策の体系
 - (1) 実態把握から見えてきた、貧困家庭の子ども等を取り巻く課題
 - (2) 施策推進の方向性
 - (3) 施策の体系
 - 2 貧困家庭の子ども等対策に資する具体的な施策
 - 3 計画の推進

《新計画（案）》

子ども・若者に係る総合的な計画**第I部 計画の趣旨**

計画の背景・位置付け・計画期間・計画の対象

第II部 子育て家庭・子ども・若者を取り巻く状況

ニーズ調査等の結果から見る本市の状況

第III部 計画の基本的な考え方 【総論】**第1章 計画の基本理念と目指すまちづくり**

- 1 策定の基本理念+目指すべきまちのすがた
- 2 はぐくみ文化が息づき、社会全体で子ども・若者を育む風土の醸成
- 3 計画策定の視点

第2章 目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目

- 重点1** 安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い
- 重点2** 若者のライフデザイン形成への支援
- 重点3** 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止
- 重点4** 特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援
- 重点5** はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化
- 重点6** 真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進

第IV部 計画の内容 【各論】**第1章 ライフステージに応じた子ども・若者の成長****妊娠・出産期～乳幼児期**

- 1 母子保健
- 2 乳幼児期の子育て支援
- 3 幼児教育・保育

学童期～思春期

- 4 子どもの教育環境
- 5 放課後の子どもたちの居場所づくり

思春期～青年期

- 6 思春期保健
- 7 若者の自己成長と社会参加

第2章 特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

- 1 貧困家庭の子ども・若者への支援
- 2 児童虐待対策・少年非行対策、社会的養育の推進
- 3 困難を有する若者への支援
- 4 障害児支援
- 5 ひとり親家庭支援

第3章 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・育む社会

- 1 次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進
- 2 親育ち促進
- 3 「真のワーク・ライフ・バランス」の促進

第V部 市町村子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児教育・保育
- 3 地域子ども・子育て支援事業

第VI部 計画の推進体制

- 1 進捗管理の方法
- 2 京都市はぐくみ推進審議会

【京都市の特色】

- ◎ 地域で力を合わせ、日本で初めて小学校を作った
「人づくりを大切にする地域の風土」
- ◎ 子どもや若者を社会の宝として、
「社会全体で大切にはぐくむ風土」
- ◎ 子どもや若者が将来に希望を持って
「自己成長していくことができる風土」

市民力・地域力・文化力を基礎とした 「はぐくみ文化」

※市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもや子育て家庭等を支え、見守る「京都はぐくみ憲章」が市民主導で制定

【目指すべき“まち”的なすがた】

すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！ 笑顔あふれる『子育て・「共育」環境日本一』のまち

【新計画における重点事項】

子どもや若者自身が主体的に成長し、子ども・若者を育む家庭を、身近な地域や社会全体で支え合うために以下の視点を踏まえた重点項目を基軸とした施策を推進する。

【大にける5つの視点（目標）】

- ◎ 「子ども」が、大切に育まれ、希望を持って育ち合うことができる。
- ◎ 「若者」が、多様な可能性の下、主体的に未来を切り拓いていくことができる。
- ◎ 「子ども・若者をはぐくむすべての家庭」が、子育てから学び、子どもと共に育ち合うことができる。
- ◎ 「身近な地域」が、子ども・若者を「社会の宝」として大切に育むとともに、子育て家庭を温かく応援していくことができる。
- ◎ 「社会全体」で、「真のワーク・ライフ・バランス」が息づき、すべての人が幸せを感じることができる。

重点項目

若者のライフデザイン形成への支援

- ◎ 「若き市民」として、地域と若者が共創することにより、社会への積極的な貢献を促進
- ◎ 若者がもつ多様な力が発揮できる環境づくりの促進
- ◎ 仕事・結婚・子育て等々、将来に展望を持って成熟した社会人となることへの支援

重点項目

真のワーク・ライフ・バランスの更なる促進

- ◎ 京都ならではの文化に触れ、地域行事に参加するなど、家族や子ども、地域との時間を大切にできる「ゆとりのある環境づくり」の促進
- ◎ 企業や職場ぐるみで、生活や子育てと仕事が相互に高めあう「働き方改革」を推進していく。
- ◎ 多様な働き方を支える「子育て支援の受け皿」と「支援の質」を確保



本市ならではの市民力・地域力・文化力を軸として、施策を推進し、「SDGs」に掲げる目標に則して、少子化に対して立ち向かう、持続可能で「レジリエンス」のある社会を実現

【子ども・若者・その家庭を取り巻く現状】

虐待、貧困、障害等の支援ニーズの増大・多様化

少子化の進行

家族や地域社会の関係性の希薄化による孤立

生活環境や雇用環境の変化等による若者の将来への不安感・負担感の増大

長時間労働の常態化等により、仕事と家庭生活の両立困難

【計画策定の基本理念】

京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望を持って成長するとともに、京都に住み、働く人が幸せと希望を感じ、暮らし続けたいと思えるまちを実現する。また、「妊娠前から子ども・若者までの切れ目ない支援」を更に推進し、結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え、京都市ならではの市民力・地域力・文化力を結集した「市民の生き合う力」を高め、進行する少子化に立ち向かう。

重点項目

安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもとの学びと育ち合い

- ◎ 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進
- ◎ 幼児教育・保育の充実と支援の質を確保
- ◎ 保幼小の連携を深め、「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進

重点項目

特別な支援を要する子ども・若者やその家庭への支援

- ◎ 「誰一人取り残さない」施策を実現するため、「児童虐待」「社会的養護」「障害児」「ひとり親家庭」「少年非行」「いじめ、不登校、ひきこもり」「貧困家庭の子ども・若者」等への支援を更に推進

重点項目

子育て家庭・子ども・若者の孤立防止

- ◎ 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実
- ◎ 学童クラブ事業や放課後まなび教室、学習支援が連動した小学生の放課後等の居場所の充実
- ◎ 青少年活動センター等の活動により身近な地域での若者の居場所を確保

重点項目

はぐくみ文化を推進するネットワーク機能の強化

- ◎ 子ども若者を支援する「全市レベル」「行政区レベル」「身近な地域レベル」でのネットワークを構築し、保護者と共に子どもや若者を「社会の宝」として社会全体ではぐくむ風土を醸成
- ◎ 行政が地域や関係機関との連携の「つなぎ目」となり、支援が必要な家庭に気付き、必要な支援につなぐ、「切れ目ない支援」の強化

《子ども・若者に係る総合的な計画》 ～乳幼児期の子育て支援～

【資料の見方】

※以下、新計画の構成のうち、乳幼児の子育て支援に係る部分のみを抜粋

※内容については、以下の3部会（①、②、③で記載）で意見聴取を行い、検討を進める。

- ① 「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会
- ② 親子いきいき保健部会
- ③ 幼保推進部会

第Ⅲ部 計画の基本的な考え方 【総論】

第2章 目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目

重点1 安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い

- 1 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進（②で検討）
- 2 幼児教育・保育の充実の支援の質の確保（③で検討）
- 3 保幼小の連携を深め、「知・徳・体」の調和のとれた育成を推進（③で検討）

重点3 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止（①で検討）

- 1 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実

第Ⅳ部 計画の内容 【各論】

第1章 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

妊娠・出産期～乳幼児期

1 母子保健（②で検討）

- (1) 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり
- (2) 産後ケアと育児不安を軽減するための支援の推進

2 乳幼児期の子育て支援（①で検討）

- (1) 乳幼児の健やかな発育・発達のための支援の推進
- (2) 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり
- (3) 子どもの病気や事故に対応できる体制の充実

3 幼児教育・保育（③で検討）

- (1) 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上
- (2) 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上

第Ⅲ部 計画の基本的な考え方【総論】**第2章 目指すまちのすがたを実現し、切れ目のない支援を推進するための重点項目****重点3 子育て家庭・子ども・若者の孤立防止****1 乳幼児を抱える子育て家庭が交流できる支援施策の充実****【現状・課題・今後の方向性】**

近年、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化などにより、子育て中の親が孤立しやすい状況となっており、特に在宅での子育てが中心となる乳幼児期など、子育て家庭の身近な地域において子育て支援活動の展開を図ることが重要です。

このため、乳幼児期を中心とした親子が利用する居場所の充実と機能強化を図るとともに、子育て家庭の悩みや不安に早期に気づき、必要な支援につなげます。

また、住民相互で行われる子育て支援活動についても子育て支援施設や関係団体等との協力・連携により、活性化を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）

第IV部 計画の内容 【各論】

第1章 ライフステージに応じた子ども・若者の成長

2 乳幼児期の子育て支援



【現状・課題・今後の方向性】

乳幼児期は、子どもの健やかな成長の基盤となる時期であるとともに、子育て家庭の悩みや不安が大きくなる時期であり、区役所・支所の子どもはぐくみ室や地域の子育て支援施設が有する相談機能を強化することが必要です。

子どもはぐくみ室による専門性の高い支援を通して子どもの健やかな発育・発達を促進するとともに、乳幼児期の親子が利用する居場所の充実と機能強化を図るため、行政、子育て支援施設や関係機関等との更なる連携により、ネットワークを形成することで、乳幼児期の子育て家庭を支援できる体制を構築します。

(1) 乳幼児の健やかな発育・発達のための支援の推進

多職種の視点を活かした乳幼児健康診査の充実や、課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に対する支援の強化、乳幼児が転居する際に支援が途切れないよう情報連携の仕組みを構築することで、多職種・関係機関と連携しながら、乳幼児の健やかな発育・発達のための支援を推進します。

【主な取組】

- ・ 子育て世代包括支援センター機能の充実【再掲】
- ・ 乳幼児健康診査の充実（疾病スクリーニング等の精度管理を含む。）
- ・ 心理発達に課題を抱える子どもへの支援の充実
- ・ 児童虐待対策の機能強化
- ・ 乳幼児の健康情報の利活用に向けた取組の推進

(2) 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり

自宅以外でも安心して過ごせ、ほかの親子や地域住民と交流できる場を提供するため、身近な地域の子育て支援施設が核となり、関係機関と連携し、既存の社会資源も最大限に生かしながら、支援の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 地域に開かれた施設運営の一層の推進（幼稚園、保育園、認定こども園等）
- ・ 身近な地域の子育て支援施設の連携強化（地域子育て支援ステーション事業）
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）
- ・ 子育てサロンや子育てサークル等の活動支援

(3) 子どもの病気や事故に対応できる体制の充実

子育て家庭が、事故予防対策や、医療機関への受診の要否の判断等の病気への対応を、自ら行うことができるよう、知識や技術の普及啓発を推進するとともに、子どもがいつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、引き続き、小児科救急医療体制の確保を図ります。

【主な取組】

- ・ 子どもの事故や病気に関する知識や技術の普及啓発
- ・ 休日・夜間（深夜帯含む）・平日準夜帯の医療体制確保
- ・ 子育て支援施設における事故予防の推進

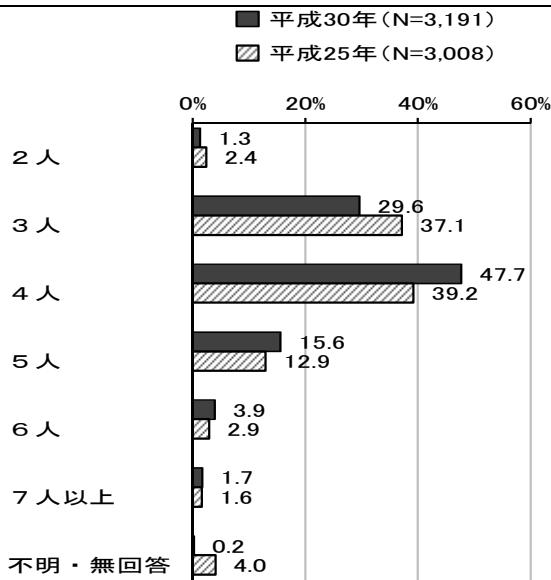
乳幼児期の子育てに関する現状

1 家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化

(1) 家族の人数

家族の人数は、「4人」が47.7%と最も高く、次いで「3人」が29.6%、「5人」が15.6%となっています。

平成25年と比較すると、「4人」が8.5ポイント高く、「3人」が7.5ポイント低くなっています。

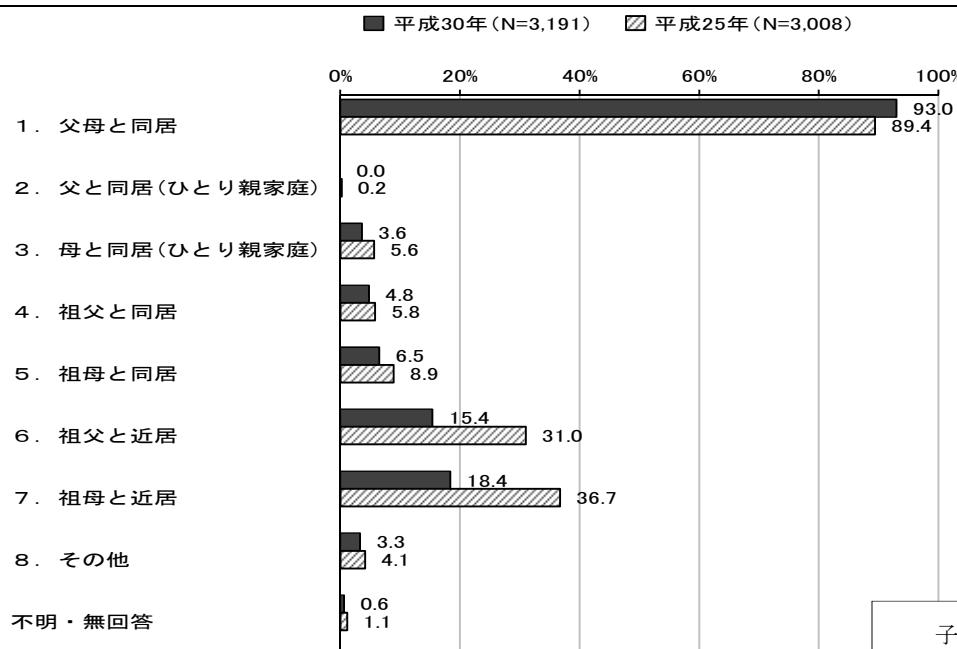


子育て支援に関する
市民ニーズ調査結果抜粋

(2) 子どもとの同居・近居の状況

「1. 父母と同居」が93.0%と最も高く、次いで「7. 祖母と近居」が18.4%、「6. 祖父と近居」が15.4%となっています。

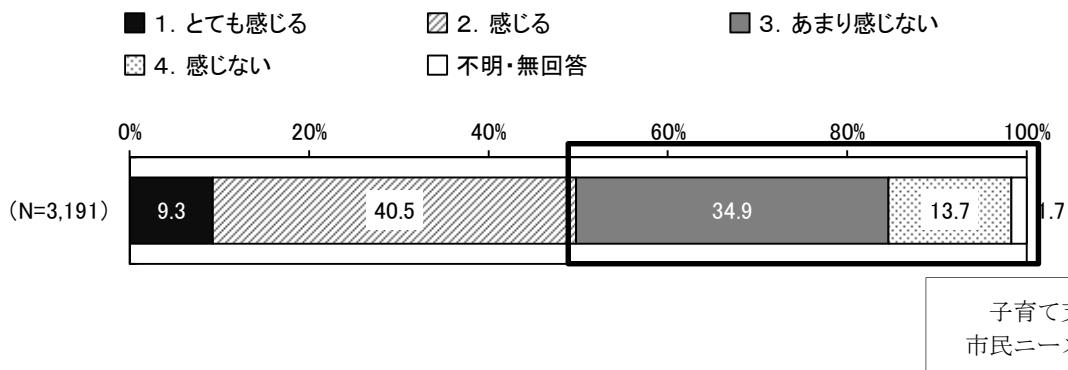
平成25年と比較すると、「7. 祖母と近居」が18.3ポイント、「6. 祖父と近居」が15.6ポイント低くなっています。



子育て支援に関する
市民ニーズ調査結果抜粋

(3) 自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じているか

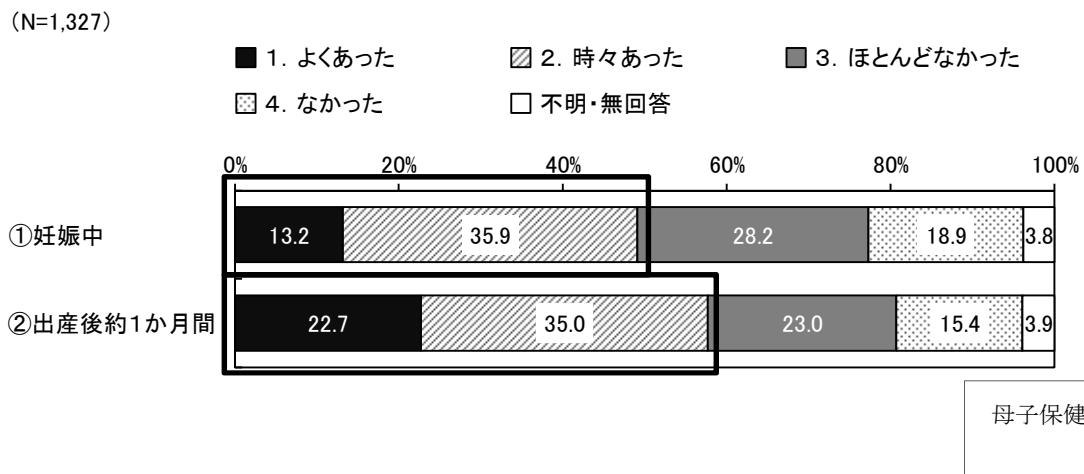
「2. 感じる」が 40.5%と最も高く、次いで「3. あまり感じない」が 34.9%，「4. 感じない」が 13.7%となっています。



2 子育て家庭の孤立化及び悩みや不安

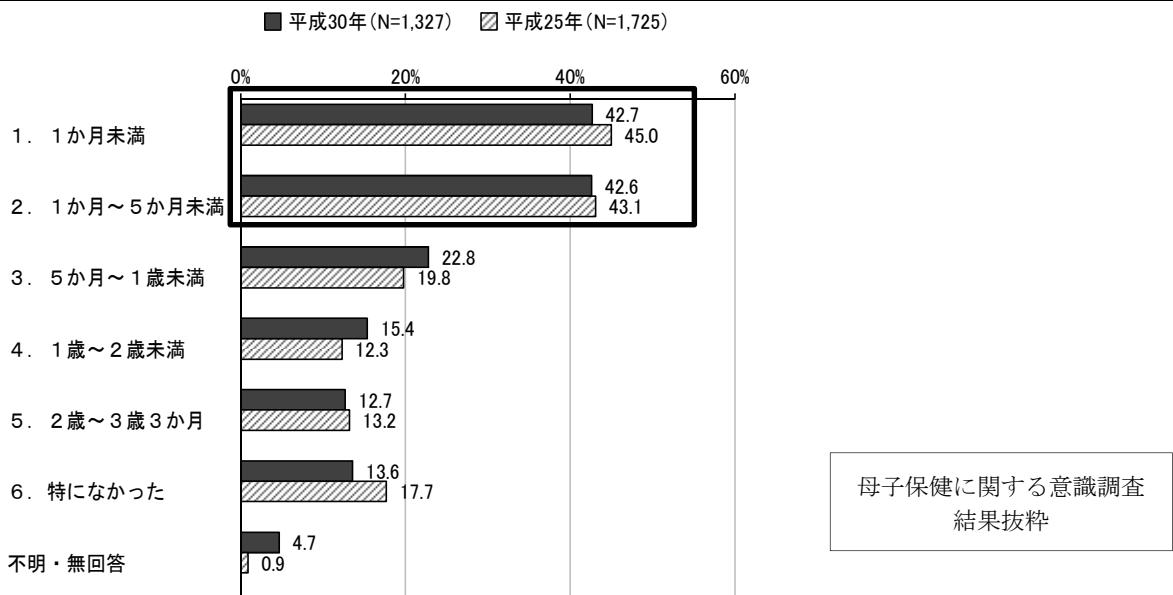
(1) 妊娠中や産後約1か月間に精神的な落ち込みやイライラ感を感じたか

①妊娠中、②出産後約1か月間ともに「2. 時々あった」がそれぞれ 35.9%，35.0%と最も高く、次いで「3. ほとんどなかった」がそれぞれ 28.2%，23.0%となっています。



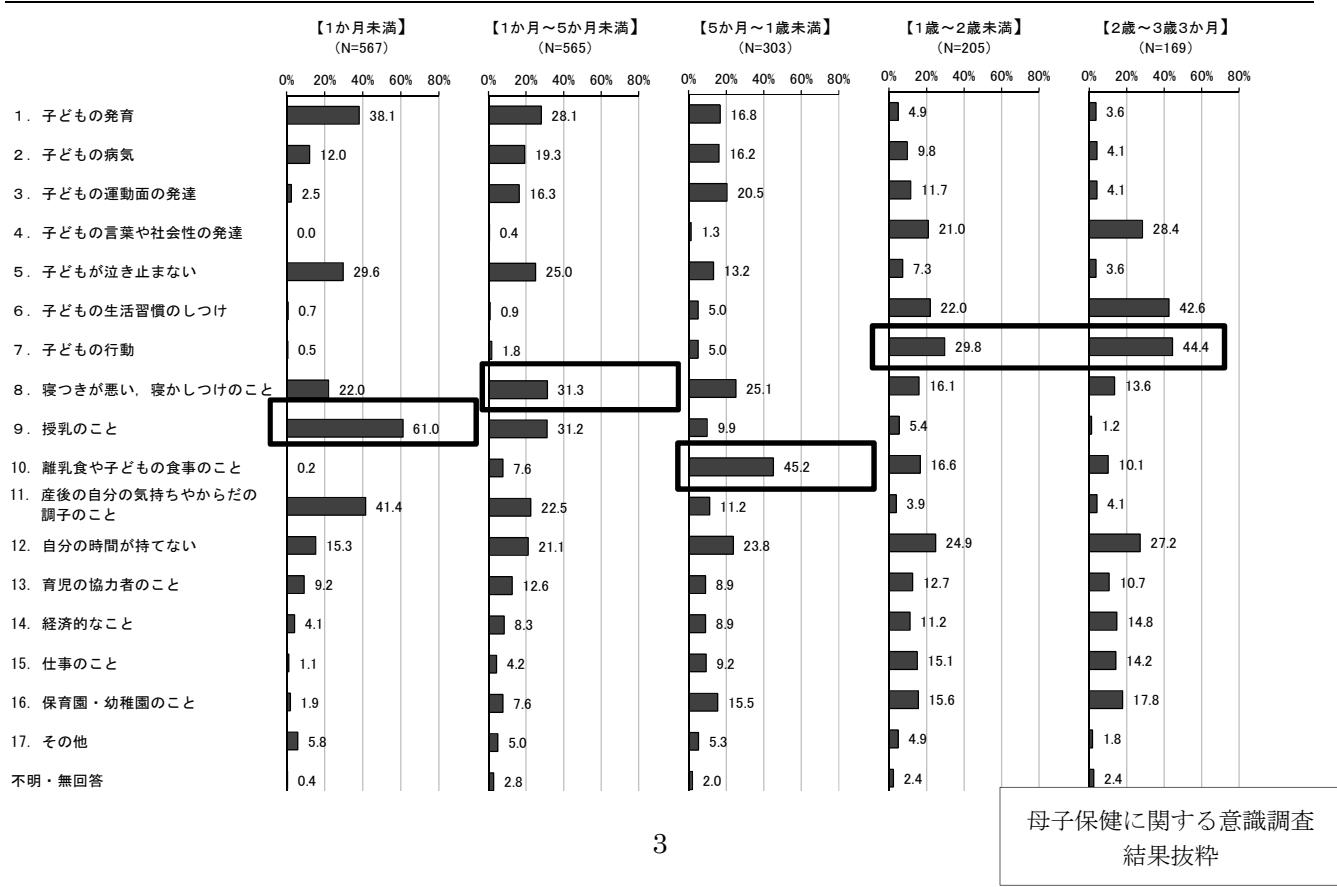
(2) これまでの子育ての中で、特に悩みや不安が大きかった時期

「1. 1か月未満」が42.7%と最も高く、次いで「2. 1か月～5か月未満」が42.6%、「3. 5か月～1歳未満」が22.8%となっています。



(3) 子どもの月齢・年齢に応じた悩みや不安

【1か月未満】では「9. 授乳のこと」が61.0%，【1か月～5か月未満】では「8. 寝つきが悪い、寝かしつけのこと」が31.3%，【5か月～1歳未満】では「10. 離乳食や子どもの食食のこと」が45.2%，【1歳～2歳未満】【2歳～3歳3か月】では「7. 子どもの行動」がそれぞれ29.8%，44.4%と最も高くなっています。



(4) 子どもに対して育てにくさを感じるか

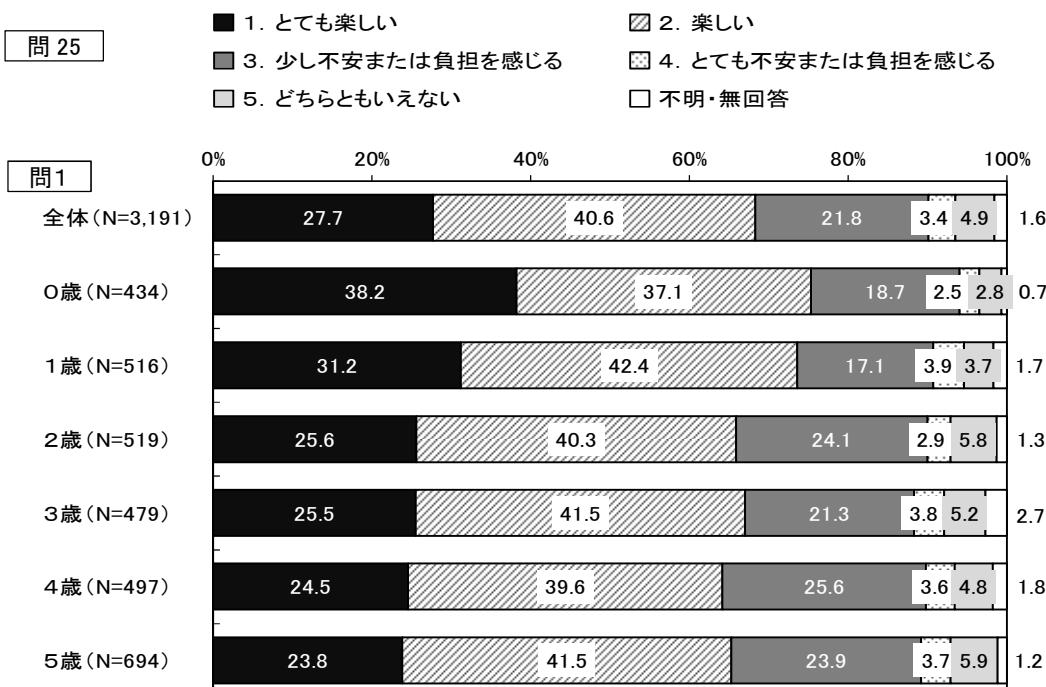
子どもの月齢・年齢が上がるほど、「感じる（「1. いつも感じる」と「2. 時々感じる」の合計）」の割合が高くなる傾向がみられます。

選択肢	合計		4か月児健診		1歳6か月児健診		3歳児健診	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1. いつも感じる	287	1.0%	45	0.5%	75	0.8%	167	1.7%
2. 時々感じる	6,876	24.1%	1,192	12.9%	2,184	23.0%	3,500	35.4%
3. 感じない	21,409	74.9%	7,974	86.6%	7,225	76.2%	6,210	62.9%
9. 無回答	2,070		675		734		661	
合計(無回答除く)	28,572		9,211		9,484		9,877	

平成30年度「健やか親子21（第2次）」
アンケート結果抜粋

(5) 子育てをしている今の気持ち×子どもの年齢別

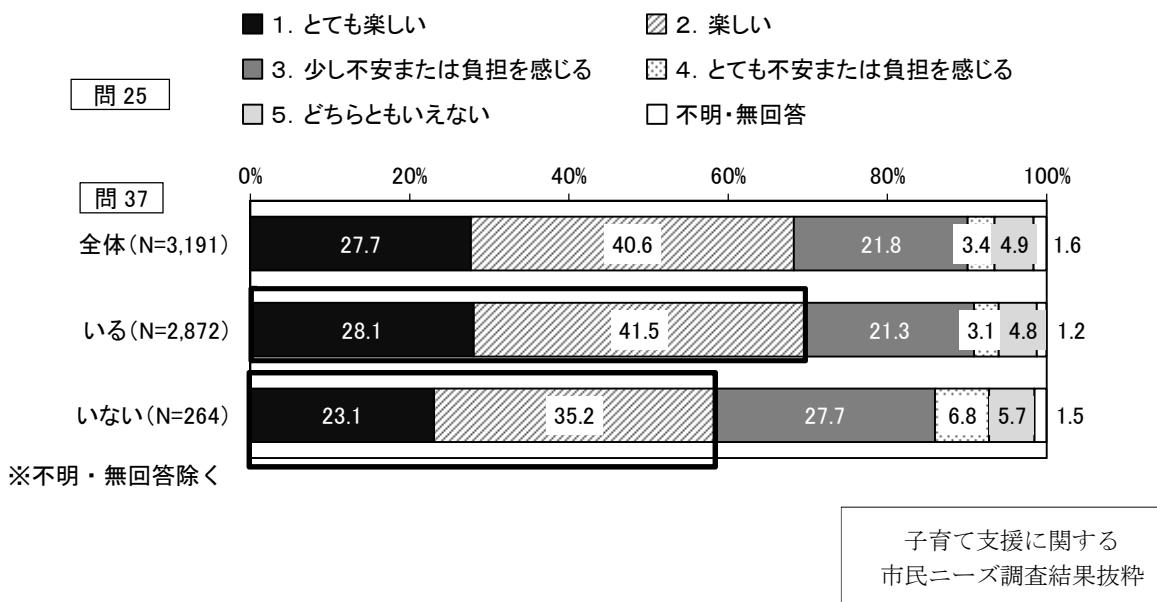
子どもの年齢が上がるほど「1. とても楽しい」の割合が低くなる傾向がみられます。



子育て支援に関する
市民ニーズ調査結果抜粋

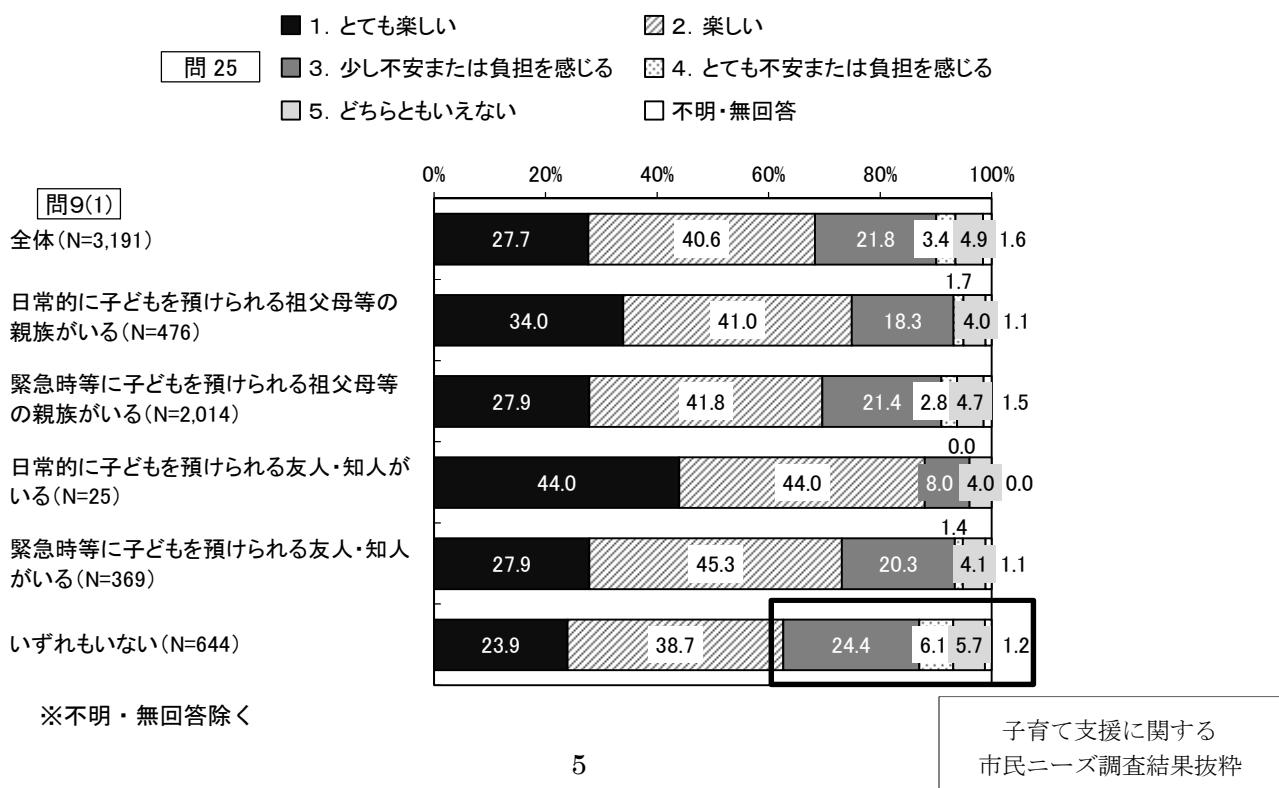
(6) 子育てをしている今の気持ち×子育て仲間の有無別

[いない] では「楽しい（「1. とても楽しい」と「2. 楽しい」の合計）」の割合が [いる] に比べ低くなっています。



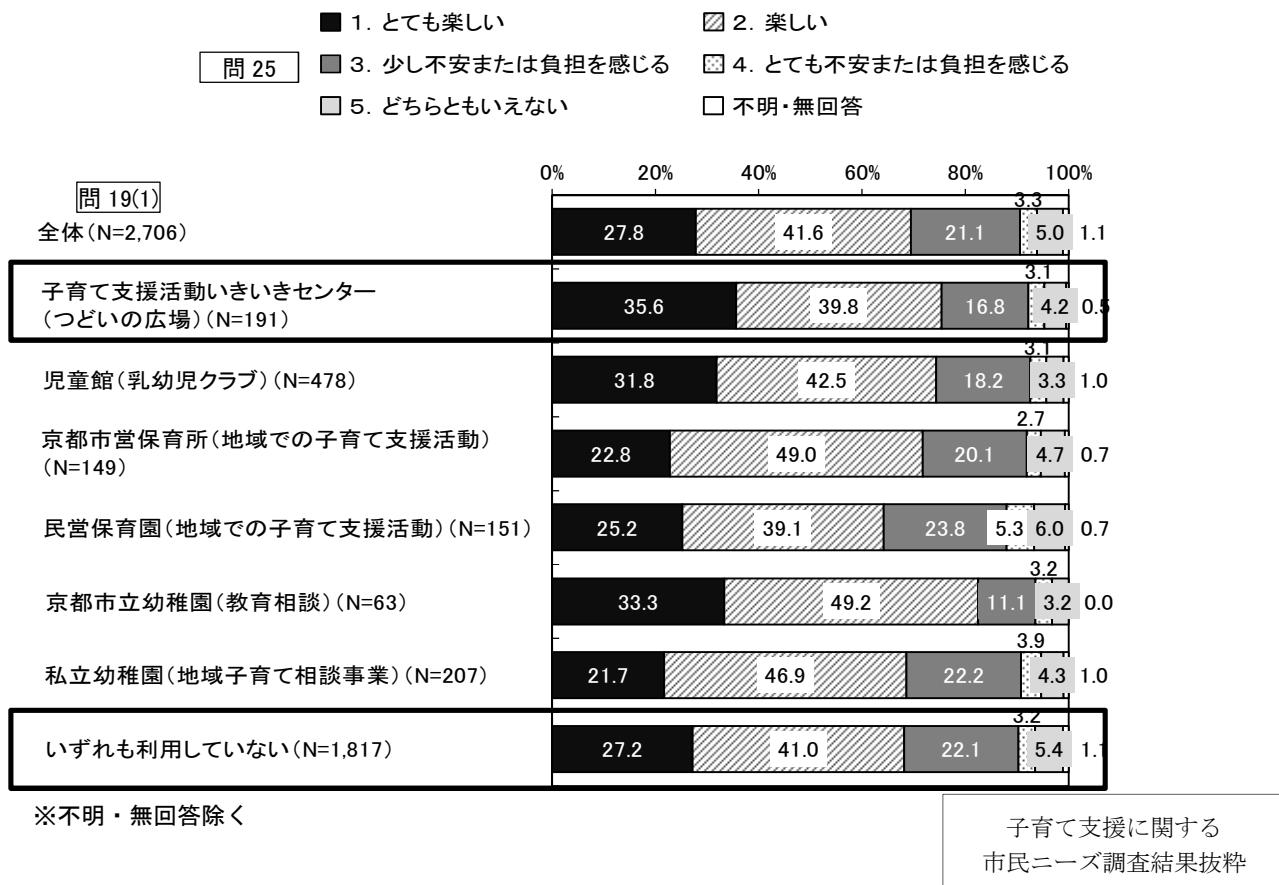
(7) 子育てをしている今の気持ち×子どもを預けられる人別

[いずれもいらない] で「楽しい（「1. とても楽しい」と「2. 楽しい」の合計）」の割合が他の区分に比べ低くなっています。



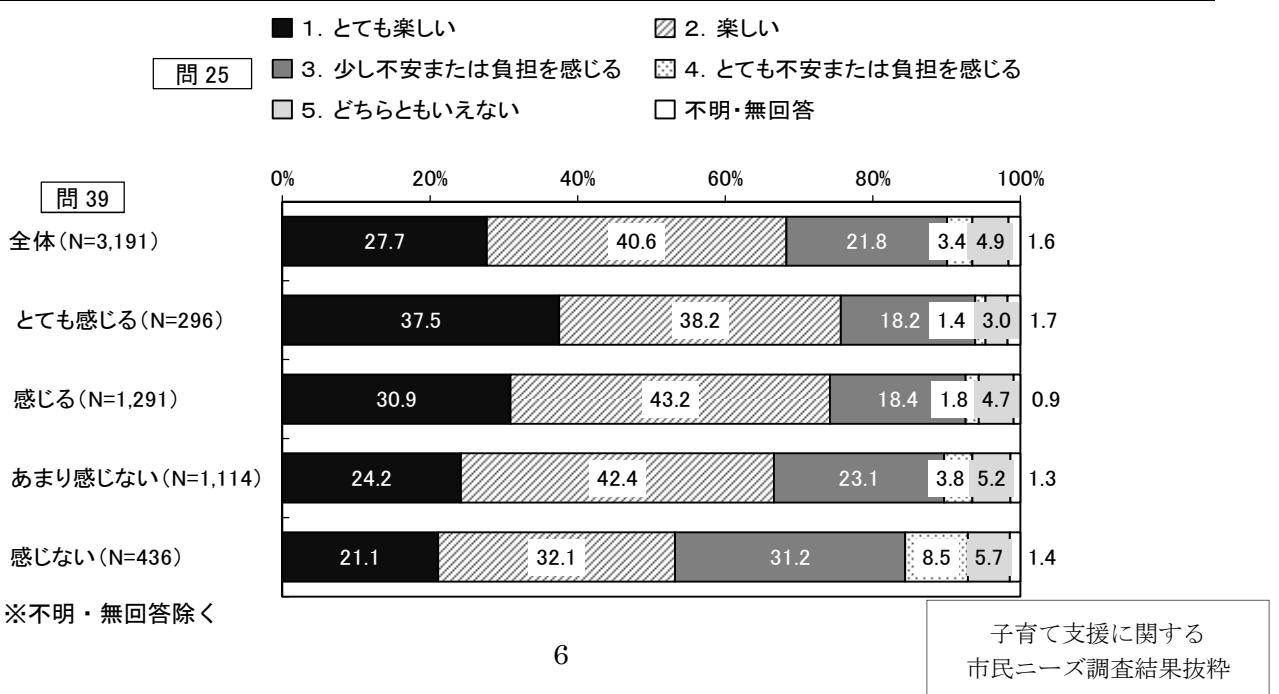
(8) 子育てをしている今の気持ち×地域の子育て支援事業の利用状況別

[京都市立幼稚園（教育相談）]では『楽しい（「1. とても楽しい」と「2. 楽しい」の合計）』が8割を超えています。



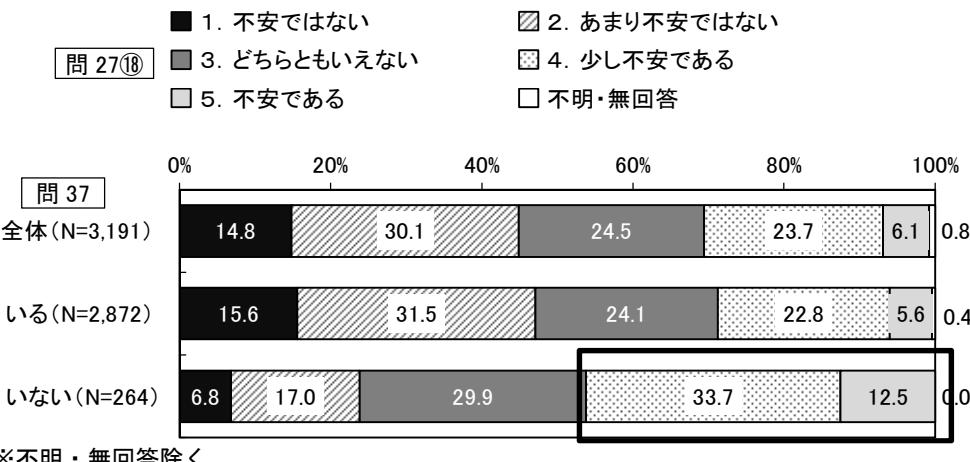
(9) 子育てをしている今の気持ち×自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるか別

自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じている方ほど「楽しい（「1. とても楽しい」と「2. 楽しい」の合計）」の割合が高くなる傾向がみられます。



(10) 自分の話し相手や相談相手×子育て仲間の有無別

自分の話し相手や相談相手について、[いない]では「不安である（「4. 少し不安である」と「5. 不安である」の合計）」の割合が[いる]に比べ高くなっています。

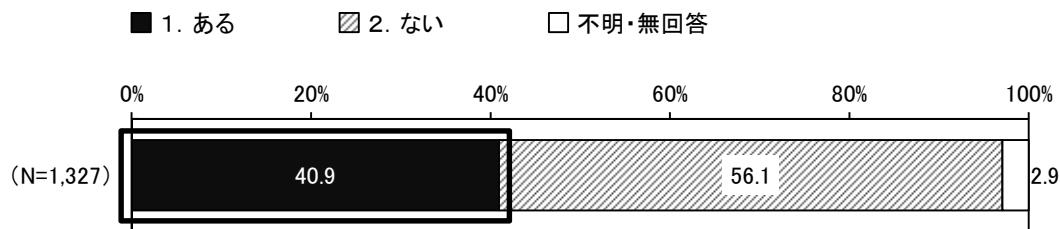


子育て支援に関する
市民ニーズ調査結果抜粋

3 家庭内での子どもの事故^(※)の有無

(※) 家庭内での事故とは、転落、衝突、やけど、誤飲、溺（おぼ）れる、挟（はさ）む、切る・刺すなどの事故を指します。

「1. ある」が40.9%、「2. ない」が56.1%となっています。



母子保健に関する意識調査
結果抜粋